

農地価格の形成(一)

磯 辺 俊 彦

- 一 問題の構図——資本主義と「土地問題」
- 二 農地価格変動の一般的観察
 - 1 農地価格の年次変動
 - 2 農地価格の地域変動
 - 3 農地の移動率
- 三 いわゆる「地価防壁」——若干の論点整理
- 四 農地価格形成のメカニズム
 - 1 家族労働力の評価
 - 2 資本利の評価
- 五 農地価格変動のダイナミズム
 - 1 平均地代の増大傾向
 - 2 地代率の低下傾向
- 六 当面する農地市場の基本的性格

(未完)

一 問題の構図——資本主義と「土地問題」

1 農地改革を経過して広汎に創設された自作農的土地所有は経営の性格にかかわらずめながら、戦後の生産力展開のもとでの農民層分解の形態と性格を規定していくことは、戦後農業問題把握の基本的論点をなしてきた。そのばあい、いずれの見解に立つにせよ、一方で低農産物価格形成と、他方での高地価形成とが、この農民層分解の古典的なそれとは異なったゆがみを規制する基本的条件として、ほぼ共通の認識にあったことは確かなところであ

ろう。

とりわけ、この高地価形成についていうならば、現在の小作関係のもとでの実納小作料に対比して現行の農地価格が、とくに戦前の寄生地主制下のそれにくらべて遙かに高くなっていることは事実であるとしても、小作関係じたいが縮減し部分化してしまっている現状からすれば、寄生地主制下の高率小作料にもとづいて小作農民層にとつての高地価形成をみる戦前理解の論理を、そのままここに持ち込むわけにはいかないことは明らかであろう。したがって、現在のいわゆる高地価形成を何らかの地代の資本還元価格にもとづいて理解しようとする、当面の自作小農制のもとでの「自作収益」のなかに地代相当部分を擬制して見出だしていかなるを得ないことになるのであって、そこに多くの議論の分岐が生みだされる理由もあつたといつてよいだろう。⁽¹⁾

それゆえ、この問題の困難は、当面の自作小農制のもとでの土地商品化を規定する「地代」の量的規定を与えるに先立って、この土地商品化を担っている「地代」の質的規定を、いかに特殊歴史的に、把握するかに帰着することになるのである。

2 その理解にとつて、古典的に与えられた農民的分割地所有に関する諸規定が、当面の問題にとつての基本的な基準とされる。だが、それは、いかなる意味での基準としてか。ここでは、それを三点に集約しておきたいと思う。

第一点。農民的分割地所有の地代の基本規定性。つまり、そのもとでの剰余生産物としての差額地代の実存。「分割地農民」についての搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとつての絶対的制限として現象するのは、

本来的な費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃以外の何ものでもない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するから、彼は自分の土地を耕作するはずであって、労賃はしばしばその肉体的最低限度まで下ることがある。」⁽³⁾

第二点。農民的分割地所有の経営的規定性。つまり、生産そのものの制限としての土地価格。「土地を購入するための貨幣資本の支出は農業資本の投下ではない。この支出は、小農たちが彼等の生産部面そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させるものである。それは、彼等の生産手段の範囲をそれだけ減少させ、したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる。」⁽³⁾

第三点。農民的分割地所有の所有規定性。つまり、私的所有＝経営の経済的・基本的矛盾。⁽⁴⁾「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素（としての土地価格）……との間の衝突は、總じて土地私所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がもって自らを表示する諸形態の一つにすぎない。だが他面、土地私有、したがって直接的生産者からの土地収奪——一者の土地非所有を包含する他者の土地私有——は、資本制生産様式の基礎である。」⁽⁵⁾

右の第一点は、いうまでもなく、農民的分割地所有のもとの地代の基本規定である。それは、通常われわれが農産物価格形成を $C + V$ 水準として、つまり低農産物価格形成として把握するところの規定である。われわれは、この点を「基準」として、当面の自作小農の V 水準、つまり「彼が自分自身に支払う労賃」の水準と、その特殊歴史的な範疇の規定性を明らかにしていかなければならない。

次いで第二点について特に強調しておくべきことは、たんに農民的分割地所有のもとの農地価格の高騰が、その没落を必然化するというだけでなく、さらに、そのもとでは、基本的に土地用役の取得が農地価格の支払いとし

て行なわれなければならないことであろう。つまり、土地価格水準の如何にかかわらず、かかる土地購入への貨幣支出それじたいが生産にとっての制限となる点であり、さらにいえば、「近代農業」(産業的農業)⁽⁶⁾すなわち資本制農業への農民的分割地所有の直線的向上発展にたいする基本的制限となることである。それは、現在のいうならば、農業の近代化にとっての基本的阻害としての「土地問題」なる視点(それはたんに「高地価問題」にとどまるものではない)であるとしてよいであろう。

第三に、より本質に立ち入っていえば、かような土地価格の存在の意義は、個別経営にとっての地代(地価)がコストとして要求されながら、社会的にはコスト化しえない点において、その所有形態の存在じたいの矛盾、社会的矛盾となることである。つまり、個別的な経営費と社会的な生産費との衝突。そのことは、いいかえれば、農民的分割地所有じたいの、その私的所有としての存在の矛盾に他ならない。だが、農民的分割地所有の止揚のうえに成立する資本制農業もまた土地の私的所有を基礎とするというかぎりでは、しかもこの私的土地所有はすでに資本制生産様式によって規定されたかぎりで再生させられた私的所有であるという点からすれば、右の矛盾は、そもそも資本制生産様式それじたいの自己矛盾であらざるを得ないことになる。その意味における、私的土地所有と「合理的農業」⁽⁷⁾との衝突。ここではすでに、「合理的農業」の視野は資本制生産様式をこえている点に注目しなければならぬ。すなわち、土地価格、基本的には土地(用途)⁽⁸⁾の商品化に集中的に示される「土地問題」は、資本制生産様式にとって、すでに、宿命的であることを含意している。再び現状に立ち戻つていうならば、この点からして、当面の自作農的土地所有經營は、いわば二重の過渡のうちにある、ということにならうか。

3 この小稿が意図していることは、土地価格＝土地問題が含意している、これらの点を日本農業の現状に即して検討していくことである。そのばあい、われわれは、この反省のもう一つの基準・素材としてアメリカ農業における地価問題をも併せてみていきたいと思う。

なお、一点断わっておかなければならないが、わが国の一九六〇年代を通して、工業化・都市化の急速な進行のもとで、それが農地価格の攪乱要因として働き、さらに一般的には土地問題を農業問題と都市問題との融合点として激化せしめるに至っている。この小稿では、この一連の事態を当面の問題にとつての当然の前提として意識しながらも、しかも、それに対抗する農業内的な諸力をどこまで認め得るかという点に直接の問題関心を集中させた。そのいみでは、われわれが意図している問題を展開するための第一次的な接近にすぎない。それらを統一した具体的な問題整理は、今後の課題として残されている。

注(1) さしあたり、これまでのわが国の農地価格論の成果と問題点については、白川清「農地価格形成の論理」『農業経済研究』三三巻三号、昭和三五年。石見尚・旗手典・玉城哲「最近の農地価格論の動向」農政調査会、昭和三九年。佐伯尚美「農地価格の論理」鈴木鴻一郎編『マルクス経済学の研究』(下)、昭和四三年、所収。農林省図書館編『農林文献解題——農地問題篇』昭和四〇年。および以下の本文中の諸論稿を参照されたい。

(2) マルクス・K『資本論』インステイト版、三巻八五七頁。

(3) 同書、八六二頁。

(4) 平田清明「分割地所有と地代範疇」山田盛太郎編『変革期における地代範疇』昭和三六年、所収。この点に関連して、当面の自作小農制の基本的困難は、しばしば指摘されるようにその経営の客観性に起因するのではなくて、その所有の、分細かつ私的な性格(したがってその所有によって保障される労働する主体の自立性の狭隘な限界)にあることを、基本的に認識しておくべきであろう。

(5) 『資本論』三卷八六四頁。

(6)(7) 「合理的農業」rationelle Agrikultur なる構想がマルクスにおいて成熟したのは『資本論』一巻一八六七年においてであったと思われる。これに先立つ『経済学批判要綱』一八五七～八八年ではまだ、近代農業 moderne Agrikultur ないしは産業的農業 industrielle Agrikultur との把握にとどまっていた。マルクスにとって、その媒介をなしたのは、明らかに、リービッチ『農業と生理学への応用としての（有機）化学』第七版一八六二年であった（『資本論』一巻五三二頁）。同書はその初版が一八四〇年に刊行されたが、第六版のあと一六年を経てあらわれた右の第七版はその間の論争成果を集大成し、いわばリービッチの独自の見解を積極的に展開した大幅の改訂版であった。とくに第一巻をなした緒論がそうである。そのかぎり、マルクスの「合理的農業」把握は、むしろ A・テアアの私経済的な「合理的農業」『近代的農業』への批判を含んでいる（たとえば、『資本論』三卷六八〇頁）。

マルクスの概念としての「合理的農業」は、直接的には「土地の正常な社会的利用」「農業の社会的経営」（『資本論』三卷六六六頁）であるが、それがおかれている全体的な構図そのものは、一方で近代的工業の展開をそれじたいが「旧式分業の骨化せる分立性」に代わるべき「全体的に発達せる個人」を陶冶していくという視野（『資本論』一巻五一頁以下）に対応するところの、他方での農業における資本制的・私経済的農業克服の主体（労働する主体の人格的自立のための条件）とその物質的諸基礎を、大工業と協調する資本制農業そのものの展開がつくりだしていくという、すぐれてダイナミックな問題把握であったといふべきであろう。ただし、「資本制生産は、すべての富の源泉たる土地と労働者とを同時に破壊することによって、社会的生産過程の技術および結合を発展させるにすぎない」のである（『資本論』一巻五三二頁）。

それゆえ、われわれが現在、農民層分析論においてまず問題にしなければならないことは、それが本来的に生産諸力の形成であると同時に、しかも労働力と土地の破壊を伴いつつ進展せざるをえないという矛盾的な関係に基本的にあること、さらに現段階の諸条件のもとでは、これらの破壊（＝解体）に対抗する労働力保全、したがって土地保全の条件もまた熟成しつつあること、それらのもので、生産諸力の実現（収益性したがって農民の蓄積）の条件もゆがめられざるを得ないことを、事態に則して明らかにしていくことであろう。現在、限界的条件のもとにあるいわゆる過疎地帯

および過密（『都市近郊』地帯で、これらの矛盾はより鋭くあらわれている。農民層分解論は、それらの地帯をも含めた総体の構図のなかで展開されなければならないのである。

したがって、われわれが当面する自作小農が「二重の過渡のうちにある」という含意は、一つは全般的危機の現段階（しかも、そこでの高度の生産諸力の蓄積と、なお農業における小農制との同時代的併存）の現実的な評価の問題としてであるし、もう一つは、農民のもとの「人格の自立性の発展のための基礎」、その「必要な一過渡点」としてのこの所有が、可能的にのみ孕んでいる、いわゆる「近代化」の評価、一般的には、主体的諸条件——個人性・集團性としてのこの所有の性格——の積極的な評価の問題としてである。この二重の過渡について、とくにその止揚の条件について、保志恂「地代論」と土地固有論」「土地制度史学」四〇号、昭和四三年、の指摘が示唆的であろう。

このような農民層分解論の現実的課題を説明していくにあたって、いうまでもないことだが、国家独占資本主義なる「場」そのもののなかで、分解（分化）は進行するのであり、しかもこの分解は、同時にそれが自生的・内生的であることによってまさに分解でありうる。けれども、それはたんに、農業内的な自生的分解が政策をも含めて農業外的な国家独占資本主義の諸条件と対抗・矛盾するというような形式論理的な内と外との関係にあるのではない。いいかえればこれらの諸条件も、「農外からの作用が農業内部の内的要因としての構成部分に転化する」（山田盛太郎『日本農業再生産構造の基礎的分析』昭和三七年、三一頁）点において、つまり基本的に、内生的な視角から再把握されなければならないのである。それというのも、結局はこの分解論が土地問題克服の主体的条件の把握にかかわる問題だからに他ならない。

- (8) この問題を正當に、最初に、体系的に展開したのは、綿谷起夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」『農業総合研究』八巻四号、昭和二九年、であった。とくに、その最終節の含意多い諸指摘は、さらに具体的に展開されねばならない。

- (9) さしあたり、保志恂「国家独占資本主義下の農業問題（序説）」『農業総合研究』二三巻四号、昭和四四年、および拙稿「工業化と農地転用」神奈川県、昭和三八年、同「工業化と農地問題」（近藤康男編『土地問題』日本農業年報XV、昭和四一年、所収）を参照。

二 農地価格変動の一般的観察

1 農地価格の年次変動

農地価格を「地代」の資本還元価格として考えるのが原則的な理解であるが、ここでは、さしあたり「地代」の第一次的な指標として農業所得をとり、これと農地価格との一般的な関連を観察することからはじめよう。現段階の小農制のもとでの「地代」形成を如何ように把握するにせよ、その「地代」は、農業所得のすべてではないにしても、その何らかの部分として規定されうるであろうから、である。

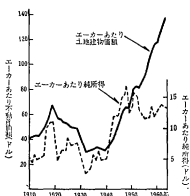
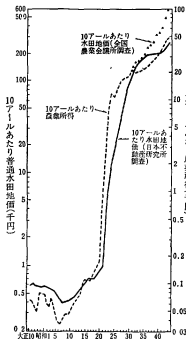
第1図Aを達観すると、わが国のばあい、全期間を通して農業所得と農地価格とは、かなり高い相関を認めることができる。つまり、地価が地代の資本還元価格であるという両者の因果関係をその論理的前提として考えるならば、地価変動の大筋は農業所得のそれによって説明できるのである。同図は戦前昭和一〇年代の所得と地価の相対関係を基準とするように作成されている。この昭和一〇年代は、上層の自作農民のばあい、のちの第5図にみるように、農業雇用労賃で家族労働力を評価したときに、小作料支払い後になお経済余剰が、「農家経済調査」が開始された大正中期以降、はじめて恒常的に成立してきた時期であった。つまり、農地価格としていえば、それまでの地主採算価格を上回って、自作収益価格が端的に成立した時期であった。昭和五年の一〇アールあたり農地価格は一〇アールあたり農業所得の六年分に相当していた。その戦中・戦後のインフレーション昂進期には、所得にたいする地価の相対的な上昇のおくれ、いかえれば逆乖離がみられた。寄生地主制の壊滅、自作農の広汎な創設を推し進めた農地改革がその背景にあったことは、いうまでもない。この逆乖離は、昭和三〇年にはほぼ回復

第1図 農地価格の年次変動(1)

A. 日本

B. アメリカ合衆国

農地価格の形成
(一)



注. Herdt, R.W., and Cochrane, W.
W., Farm Land Prices and Farm
Technological Advance, *J. Farm
Econ.*, Vol. 48, No.2, May 1966.
(拙訳『農地価格と農業技術進歩』
農政調査委員会「のびゆく農業」
No. 279) より引用。

- 注1. 全国平均値。
2. 農業所得は農林省『農家経済調査』各年度による。ただし大正10年～昭和31年は加用信文監修『日本農業基礎統計』における再集計によっている。
3. 水田地価は日本不動産研究所『田畑売買価格及小作料調』各年による。▲印は全国農業会議所『田畑売買価格等に関する調査結果』各年による。

される。三〇年に至って、農地価格が農業所得の六年分であるという戦前の自作収益価格の相對水準に再び到達するのである。
大正二年以来の鋤銀の地価調査は昭和三四年以降に日本不動産研究所(以下、不動産研と略称)に引き継がれ、他方、新たに三一年から全国農業會議所(以下、全農と略称)の調査がスタートして全国的な年々の農地価格調査は二本建とな

るが、三〇年代前半は両者はほぼ同等の全国平均値を与えている。ところが、以降は不動産研の調査が一時横ばいを示してのち上昇に転ずるのにたいして、全農調査は一貫して上昇傾向を示し、四三年価格についていえば、不動産研調査が二七八千円であるのにたいして全農調査は六一三千円という大差を示すに至っている。昭和三五、六年以降に激化した農地転用の拡大とその価格騰貴の影響が、とくに大都市近郊の農地価格に強くあらわれているが、全農調査ではそれをそのまま全国単純平均として吸収しているのにたいして、不動産研調査のばあいには、その部分を意識的に除去して農地価格として純化させようとしていることの差が、このような形であらわれたとみてよいであらう。⁽¹⁰⁾

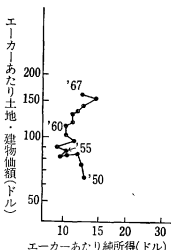
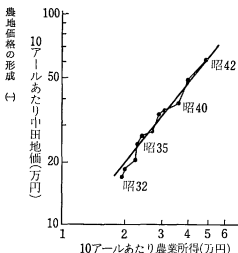
それにしても、注目しなければならないことは、このような両調査の性格差にもかかわらず、第1図Aにみるように所得との対比では全農調査のほうがより高い相関を示す、ということであろう。何故か、を明確につきとめることはできないが、考えられ得る一つの理由は、おそらく不動産研調査では全国的にみて地価の高い部分を転用地価の影響だとして切り捨てた結果、いわば「おとし過ぎ」があったのかも知れないことである。それに反して、その考慮を払っていない全農調査では転用地価の影響が農地価格の全国平均値にまで大きな変化を与えるほどにはなっていないのではないか。そこで前者よりも後者の調査が、結果的には、かえって農業採算価格をよりよく反映することになったのではないだろうか。

ともあれ、昭和三〇年代以降の全農調査の地価についていうかぎり、それと所得とはともに年々ほぼ同率の増加傾向、つまり第2図Aについていえば直線的な併進の傾向を示すこととなっているのである。したがって、ここから直ちに農業所得と農地価格との因果関係をいうことはできないとしても、(平均)地代と地価が併進し、両者の

第2図 農地価格の年次変動(2)

A. 日本

B. アメリカ合衆国



- 注1. 当年度の所得と翌年の地価（全国農業会議所調査、各年5月1日）を対応させた。
2. 全国平均値。

- 注1. 当年度の所得と翌年の地価を対応させた。
2. 全国平均値。
3. USDA, *Agricultural Statistics*, 1968. より作成。

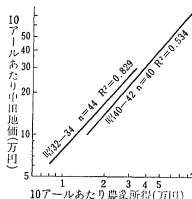
相対関係（そこで還元利率）に大きな変化がなかった、ということは推測して差し支えないであろう。

他方で、アメリカ農業のばあいはどうだろうか。

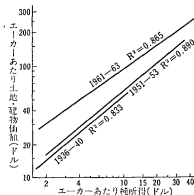
そこではさきの第1図Bにみるように一九五〇年代以降、農地価格は急上昇する一方で、エーカーあたり純所得は頭打ちから低落傾向にすら入りこんでいった。つまり、ここでは平均地代と農地価格の乖離が年々拡大していると推測できるのであって、同じ農地価格の急騰ではあっても、わが国の状況とのするどい差異を示している、としてよいであろう。第2図Bにみるように、わが国のばあいにみられるような地価と純所得との高い相関は、アメリカ農業のばあい見出だされないものである。

第3図 農地価格の地域変動

A. 日本



B. アメリカ合衆国



農地価格の形成 (一)

- 注1. 昭和32～34年平均所得と昭和35年地価（日本不動産研究所3月末日調査）、昭和40～42年平均所得と昭和43年地価（全国農業会議所5月1日調査）を、それぞれ対応させた。
2. 都道府県別数値をベースにしている。ただし昭和32～34年は東京・愛知を除き（ $n=44$ ）、昭和40～42年はさらに、埼玉・神奈川・京都・大阪を除外した（ $n=40$ ）。
3. 回帰線は $\log Y = \log a + b \log X$ を適用した。

- 注1. Scofield, W.H., Land Prices and Farm Income Relationships, *Agri. Finance Review*, vol. 25, Aug. 1946.
2. 州別数値をベースにしている。
3. 回帰線はA図に同じ。

右の水準は五三％にまで低下している。ここに除外した都府県

のとして、説明され得た（ $R^2=0.86$ ）。ところが四〇～四二年になると、さらに埼玉・神奈川・京都・大阪を除いた四〇道県だけについてみても、なお

した回帰線による一〇アールあた

たり農業所得の地域差に伴うものとして、説明され得た（ $R^2=0.86$ ）。ところが四〇～四二年

になると、さらに埼玉・神奈川・京都・大阪を除いた四〇道県

だけについてみても、なお

右の水準は五三％にまで低下

している。ここに除外した都府県

2 農地価格の地域変動

三六

次に、特定時点での地価の地域間変動についてはどうだろうか（第3図）。まず、わが国の

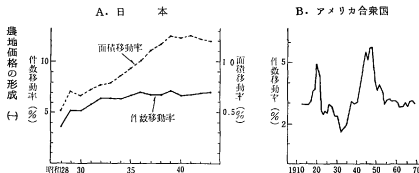
あい、昭和三二～三四年には、

東京・愛知を除く四四道府県に

ついて、一〇アールあたり地価

の地域差の八三％までは、図示

第4図 農地所有権の売買移動率



注. 農地調整統計による「自作地所有権の有償譲渡」全国各年にもとづいて作成。件数移動率はその許可件数の農家戸数にたいする比率、また面積移動率はその許可面積の耕地面積にたいする比率である。

注. 農家戸数あたり農地所有権の「自発的売却」の件数(%) (全国)。

ERS, USDA, *Agri. Finance Review* 各年による。

が大都市近郊のそれであることから推測できるように、この説明度の低下は、明らかに農地転用価格の影響が、この両時期の間に、それだけ地域的拡散を伴って強まったことを意味するものであろう。

他方、アメリカ農業のばあいを見ると、戦前からの各時期とも、地価の地域差は所得のそれによって、おおむね八三〇七八七%の水準において説明できることが示されている。そこでは、わが国のばあいにみられるような都市化の作用は、地域平均的な農地価格のかぎりでは、表立った形では現われるに至っていないと判断されるのである。

3 農地の移動率

最後に農地移動の年次的な変化を示す第4図をみると、わが国のばあいには、ほぼ昭和三九年をピークとして、それまで漸増してきた面積移動率は低下傾向を示すにいたり、また件数移動率も、おおむね三〇年代後半以降に

横ばいを示してきている。

またアメリカ農業についていえば、さきの地代と地価の乖離拡大が進行した一九五〇年代以降に件数移動率は急速に低下するに至っており、そのご六〇年代にはほぼ横ばい状況に入ったとみてよいであろう。

以上、三点にわたってみてきたように、わが国とアメリカ合衆国の農地価格はともに激しい上昇傾向を辿っているが、その背後には、明らかに相異なる変動要因が働いていると見なければならない。とくに、わが国のばあい、地代と地価の年次変動は併進的であったが、地域変動はその関係が近年ほど崩れてきていた。これとはちょうど逆に、アメリカ農業にあつては、地代と地価の併進性は地域変動についてみられたが、年次変動については地代と地価の乖離拡大が特徴的であつた。しかも両国農業とも、その農地移動の面では、ともに停滞傾向に入っている点で共通していた。これらの両国の農地市場の構造の相異を、主として地価の変動過程の分析を通して、解きはぐしていくことが、この小稿の具体的なねらいである。それは同時に、わが国の農地市場の構造の今後の展望にとって、多くの示唆を与えることにもなるにちがいない。

注(10) なお、土曜光豊「田畑価格の調査方法と最近の田畑価格」『月刊用地』用地対策連絡会、二巻三号、昭和四四年、および中村広次「昭和四二年度における田畑売買価格調査の結果」同誌を参照。

(11) ここでいう純所得は粗収益と生産費用の差額であつて、この生産費用には物財費・雇用労賃(家族への支払労賃を含む)・負債利子・支払地代・(雇用資産にたいする)租税などを含んでいる。したがって負債利子・租税などが費用に含まめられてはいるが、わが国の農林省「農家経済調査」の農業所得に、大筋として一致するものと見なしてよいだろう。ただ、わが国のばあいと異なつて、自家農業従事者によって労賃の支払いをうけたものは、たとえ家族員であっても雇

用労働として計上しているので、その分だけは純所得のほうがわが国という農業所得よりも低くなるはずである。けれどもその程度は、一九六四年の農業センサスによれば、総雇用労働時間のうち家族雇用労働は七・六％であって、同年の純所得にたいしては一・八％にすぎないと推計される。USDC, 1964 *United States Census of Agri.* vol.3, Part2; ERS, USDA, *Farm Income Situation*, July 1967, FIS-207; SRS, USDA, *Farm Employment*, Statistical Bulletin No.334; ERS, USDA, *The Hired Farm Working Force of 1964*, Agricultural Economic Report No.82 など参照。

三 いわゆる「地価障壁」——若干の論点整理

わが国農業のばあい、地代と地価の年次変動は、ほぼ昭和三〇年代以降について併進的であった。けれども、すでに指摘したように、このことは両者の因果関係を直ちに説明しているわけではない。いいかえれば、近年の農地価格形成が農家経済にとって経済合理的に決定されている、ということを直ちに意味するものではないのである。したがって、われわれは地価の変動過程の分析に入るに先立って、まず当面の地価水準がいかなるいみで農家の経済採算に、つまり自作収益に見合うものであるか、否か、を検討しておかなければならない。

ところで、当面の農業構造政策にとって好ましい方向での「農地の流動化」が必ずしも順調に進行していないことが、しばしば指摘されている。このばあい、農地流動化の阻害条件としてあげられているのは、大別して、第一に、農地供給が過少であること、第二には、高地価の障壁が必要農家にとって採算のとれた農地購入を困難にしていること、この二点としてよいであろう。

第一の農地供給の過少性については、まず物価（地価）上昇のもとでのインフレ・ヘッジとしての農地の資産的

保有があげられよう。もし農地価格の騰貴率が利子率を上回るならば、売り手としての農家は当然に農地の売却を留保するだろうからである。さらに、兼業条件の、とくにその将来見越しの不安定性、あるいは工業化・都市化のもとでの農地転用期待は、右の売却留保を底支えることになるだろう。また、戦後における省力技術の展開が零細な農地保有をむしろ容易化した一面をもっていることもあげておかねばならない。⁽¹²⁾

だが、このような農地供給の制限性は、もともと自作小農の土地所有＝経営のもとにあっては、近代的な大土地所有のばあいと異なっており、その農地所有は自らの経営の保障としてあるのであって、売却（貸付）のための商品（資本）としてあるのではないことから、むしろ本来的な性格とすらいうべきであろう。

大正末年以降、日本農業の土地所有形態は、基本的に零細農耕に対応しての零細土地所有および中小地主となっていたのであり、そのもとで、すでに「土地の相対的不足は農民が土地を一旦手放す時、一般に再び取返すことの困難を伴う。これは土地の売買が少いことに現れて」いたのである。⁽¹³⁾

かかる土地（所有）についていうかぎり、農民は、商品交換を通じてしか自らの価値を実現できない通常の商品所有者の立場におかれているわけではない。そこには地価の上昇に応じて供給が増大するという保証（機構）は存在しないのである。

このことは、すでに土屋光豊氏の指摘するところであって、農地の供給曲線は一般に画くことができない、いいかえれば、農地の供給弾力性は零であるとされている。⁽¹⁴⁾ただし、農地供給のこのような特殊性（農地供給における価格反応の欠如）は、土地の存在量が有限であるとか、資本によって再生産できない自然物であって原価値がないという、土地の一般的性質、凝

制資本としての特質から説明するだけでは不十分であって、とくに戦後日本農業に支配的になった所有と労働と経営との結合した自作小農制の特質として——一般的性質はその自然的基礎をなすものとして——把握されるべきであらう。このことは、戦前の寄生地主制下の地主による農地売買と対比してみても明らかであろう。⁽¹⁵⁾このばあい、同じく私的所有ではあっても、地主はその農地の価値を実現するためには、貸し付けるか、売却するか、しなければならなかったのである。

他方、第二の地価障壁についていうと、基本的には地価が地代の資本還元価格であることを認めながらも、高地価のありかたを、購買層の再生産条件が許す支払い可能な平均地代を越える高地価の形成を経済外的あるいは農業外的要因によって説明する考え方と、他方では特定規模層の限界地代によって高い地価水準が形成されるために、その他の農民層にとってはその購入が困難となるという考え方とに、大筋として分かれているとしてよいであらう。⁽¹⁶⁾このいずれの場合にも、政策的には積極的には資本制的な農場制農業の形成にとって望ましい地代（地価）は、少なくとも経営的蓄積に必要な最少限度の利潤を控除したのちに残余として与えられる平均地代として形成されるべきであり、現実の地代（地価）はそれを上回っている。したがって、ここでは経営的蓄積が地価の高さによって阻害されている。その意味で、「あるべき地代」と「かくある地代」との乖離があるという点に、いわゆる「地価障壁」のもともとの含意があったといつてよいであらう。

だがさらに、「地価障壁」について基本的にいうならば、自作小農制のもとで、たとえ自らの支払い能力に見合う地代の正常な資本還元価格であるにせよ、農民が土地購入に自らの生産資本の一部を割かねばならないことじたい、その経営的蓄積にとっては決して望ましいことではない。

だから、資本制生産は、近代的大土地所有と資本家的借地農とを創出することによって、農民的分割地所有にとっての、この地価の矛盾を、土地私有、したがって土地価格を否定することなしに、むしろその存続に立脚して資本制的に止揚しようとするのである。「土地の資本制的耕作は、機能資本と土地所有の分離を前提するのと全く同様に、原則として土地所有の自己経営を排除する。」⁽¹⁷⁾

したがって、「地価障壁」が自作小農にとってもつ意義は、第一にその地価の高さの問題として、第二には地価への貨幣支出それじたいの問題として、二重に把握されねばならない。あるいは、第一の点は「地代障壁」といいうるが、「地価障壁」の問題認識は常に第二点の課題を包摂していなければならないのである。

ところで、前述の限界地代という考え方が問題となる場面は、厳密には、二つに分けて検討されるべきである。

その一つは、農家の農地所有が農場制農業として集団化・単一化されておらず、分散零細耕圖の小所有という形態をとっているときには、所与の技術水準のもとでも、農業経営にとって農地が可分割性をもっていて、そこで農地売買も零細地片の切り売り・買い足しとして行なわれる。⁽¹⁸⁾したがって、地代形成は限界地代として考察されねばならない、という場合である。もう一つは、なんらかの経済的ないし制度的事情のもとで、小農の職業移動が事実上制約され、たとえば潜在的過剰人口といった形で農業内堆積が促進されているために、小農の生存のための農地獲得競争がおこり、そこでいわば生存競争的地代として、平均地代をこえる限界地代が地代水準を規制することとなる、という場合である。

この二つは、しばしば相伴うかのように暗黙に考えられているが、論理的に常に必ずしも同一の局面を意味して

いるわけではない。つまり、小農制が常に分散耕地制を随伴しているわけではないし、またたとえ両者が随伴している場合にも、小農制の歴史的諸段階に応じて、分散耕地制は一義的に高い地価形成を規定することにはならないのである。それゆえ、基本的に自作収益を地代と擬制し、その資本還元価格として現実地価を把握しようとするばあい、わが国の農業の現段階に則して、つまりそこでの農民層の行動様式に即して、この「地代」を把握していくことが必要な手続きとなるのである。

注(12) それは、主として労働対象の技術に偏った小農的技術の戦後的「近代化」の、一つの成果であったともいえるべきであろう(たとえば、拙稿「米(稻)作の技術構造」農政調査委員会『体系農業百科事典』V、農業経営、昭和四〇年、四二九頁以下を参照)。

(13) 近藤康男『日本農業経済論』昭和一七年、四四～四五頁。

(14) 土屋光豊「地価は需要供給で決まるか」『不動産研究』五巻四号、昭和三八年、および同「地価高騰の対策について」同誌、六巻一号、昭和三九年。

(15) 阪本楠彦『土地価格法則の研究』昭和三三年。

(16) 詳細は注(1)の諸論稿を参照されたい。

(17) 『資本論』三巻八〇〇頁。花田仁佐「資本形成と土地所有」(西山武一・大橋育英編『農業構造と農民層分解』昭和四四年、所収)は、この点に正当な注意を与えている。

(18) 家族農場制として農地が一応集団化しているアメリカ農業のばあいにも、最近では農場毎の農場分割販売が増加しているという報告がある(ERS, USDA, *Balance Sheet of Agriculture 1964*)。

(19) これまで、土地節約のために流動資本財が多投されてきた日本農業にあっては、生産規模の大小によって生産係数の構成に変化を生ずることが少なかったことが、しばしば指摘されている(たとえば沢田収二郎「日本農業技術の経済的性格」岩片磯雄編『農業経営新論』昭和二七年)。それは土地所有制限のもとでの、零細農耕経営の外延的拡大の一般的困難に起因する農民的対応というべきであり、土地の可分割性、つまり「切り売り」「買い足し」の経済的条件を示

していよう（前掲「米（稻）作の技術構造」）。したがって、固定資本財の増投は、それだけ、右の可能性を狭くしていくものと考えるべきであろう。けれども、他面で戦前の家族労働力についても、すぐあとでみるように、同様であるが、かかる固定財の増加は、実際問題としては、農家の保有耕地にたいする技術的過剰を生みだしており、そのかぎりでは、一〇アールでも、二〇アールでも経営地を追加することが、固定費負担の軽減・分散になるのである。家族労働力も固定費的に考えるとするならば、小農経営のもとの固定費比率は戦前からむしろきわめて高かったのであり、したがって、土地所有制限のもとでの零細農耕の外延的土地拡大要求のゆがめられた形として、流動財増投を伴う家族労働力の多投としての内包的拡大があったとすべきであろう。

四 農地価格形成のメカニズム

1 家族労働力の評価

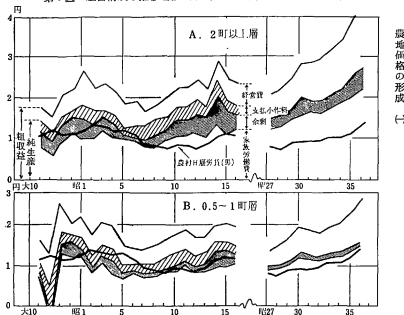
「地代」の具体的把握にさいして、まず考慮しておかなければならないことは、家族労働力をどう評価したらよいかということである。追加的な農地購入にあたって評価されるべき家族労働力をタダないしはそれに近いものとみて、農業所得ないしはその一部控除をもって直ちに地代に擬制しようとする見解がある。これは「土地の物神性」などの非経済的理由によって説明される場合を別としていえば、購入農地が既存経営への追加・買い足しであって、家族労働力の再生産費、つまり生計費はすでに既存経営部分で補填されてしまっている⁽²⁾。したがって購入農地への労働投下量が新たに追加されても、それは年生計費の増加とはならない。いいかえれば、家族労働力は生計費によって評価されるべき一種の固定費である、とみるわけである。

戦前のわが国の小農的経営のもとでは、可能なかぎり追加的な就業場面を取得して家族労働力を多投し、一定の

生計費相当額を所得として獲得しようとする事、あるいはコスト的側面からいえば、出来るかぎり多くの生産物のなかに、この「固定費」の分散を計ろうとすることが当然の行動様式となっていた。それは、農民家族の半失業の状態のもとにおける「家族労働力の完全燃焼」の要請からであるものではあったが、他面では、家族労働力の濫費、農民家族のかぎりなき自己搾取を結果せざるをえなかった。戦前の寄生地主制下の小農の生産を、そのようなものとしてとらえる見方は、かかる家族労働力の低賃金にもとづいて高率小作料を実体的に根拠づけたという意味においても、きわめて事態適合的であつたのである。⁽²²⁾

このばあい、経営耕地二町以上層についてみてさへも、第5図のように、ほぼ昭和八年にいたるまで家族自家農業従事一〇時間あたりの生計費（図の注を参照）としてみた自家賃金は、常に一日あたり農村日雇賃水準（男子）を下回っていた。だが、このことは、ただちにこの二町以上層の家族労働力の再生産費¹¹年生計費が、農村日雇層のそれよりも低かつたことを必ずしも意味しているわけではない。たとえば、日雇層の就業日数が少なく半失業状態にあるほど、また二町以上層が家族労働力の「完全燃焼」に近づくほど、その他の条件は同等であるとして、後者の年生計費でみた労働所得は前者のそれを上回りうるであろう。さらにまた、かりにこの二町以上層の就業日数がさきの日雇層と同等だとしても、それが自作地経営であるならば、不足する年生計費はその余剰部分¹¹地代部分によって補填され、事実上「地代ぐるみの生活」⁽²³⁾によってその必要労働を充足することも可能でありえよう。そして、この経営の余剰労働力を新たに購入された（借り入れられた）追加地に投入する場合、その追加労働部分についていうかぎり、形のうえで家族労働力はタダ同然ともみなしうるのであるし、あるいは若干の追加的生計費を必要とするとしても、支払われる地代は労賃部分からの控除とみなすことは十分に可能なのである。もっとも、実際間

第5図 経営構成の推移過程（家族自家農業従事10時間あたり）



注1. 各年度の値は日銀卸売物価指数（昭和9～11＝100）によってデフレイトした。

2. 家族労働費は、家族家計費×（農業所得／農家所得）として求めた。
3. 戦前については、農家経済調査改善研究会『大正10年度～昭和16年度農家経済調査概要』（昭和32年）における農商務省ないし農林省の農家経済調査の経営耕地階層別組替集計によっている。戦後は、農林省『農家経済調査』各年度。

題として、追加地からの所得が皆無であるならば、農民の土地追加の経済的動機そのものが失われてしまうだろう。借地のばあいには正にそうである。だが、土地購入のばあいには、たとえば六年間タダ働きして、その所有名義を取得しようとする可能性はのこっている。あるいは、一般に、自家労働によって造成された自給的な生産手段（たとえば、開墾地などにおける）を所得として回収する可能性についても同様であろう。

念のために、このばあい、追加地の地価（地代）形成に「必要労働部分が参画している」よ

うにみえるとしても、事実上は、何も実地的な意味での労働費がタダになってしまっているわけではない。このばあい、「地代」は名目的にのみ地代であるにすぎない。それゆえ、佐伯尚美氏⁽²⁴⁾が、このばあい（たとえば、さきの上原氏の戦後自作経営を前提とした所論）をも「必要労働地価還元説」として一括してしまうことは行き過ぎであらうし、「それ（必要労働）が地価に還元されることによって農家内部に留保されないというのであれば、農家経済の維持存続が不可能になってしまふ」という指摘は、そのことじたいは正にその通りであらうが、当面の場合には的はずれといわねばなるまい。

ただ、このばあい、家族労働力はタダ同然とみなしうるといっても、それは、あくまで所与の労賃水準にたいする、特定条件のもとにある経営の個別的対応としてそれが可能であるということであって、生産物の社会的な費用価格が、それゆえに労働費分だけ安くなるというわけのものではない。この両者を混同して、そこで原理的考察が修正されるときではないだろう。

この点に関連して、田代隆氏⁽²⁵⁾は、分割地農的土地所有のもとでの農産物価格が、最劣等地の標準経営のC+V水準で決定されるという通説は現実的ではないと批判して、零細自作農が、たんに労働者の性格のみにあまんじて生産を続けていくとすれば、最劣等地では標準経営ではなく経営面積や生産整備などの経営条件がすぐれた優等経営が基準となり、優等地になるにしたがって経営条件は劣っていく、最優等地では経営条件がもっとも劣った劣等経営が基準となるとされる。つまり、「基準となる経営」は論理的に点ではなくて線（群）であるとする。優等地ほど地代ぐるみの生活が可能であり、したがってその分だけ取得される労賃部分が低くても、結果的には、この労賃部分と地代部分の合計でV水準を得るならば、労働者の性格の零細自作農のかきりでは存続できる、というのがその理由であらう。これらの小農生産の論理の現実的展開の道筋そのものは、全体として賛同できる。ただ、劣等地から優等地にわたって、いうところの限界農家群が、事実上C+Vに相

当する水準で存在すること、それらが許として農産物価格調節の基準となるということは、決して同一のことではない。優等地・劣等経営あるいは劣等地・優等経営は、所与の技術水準のもとでの、最劣等地・標準経営によって事前的に・社会的に規定される所与の農産物価格水準にたいする、個別的条件におかれた個別経営としての事後的な対応形態なのであって、それじたいが価格調節の「基準」であるわけではないのである。農産物価格決定にとって「基準」となる経営と、その基準にもとづいて、それぞれの個別的条件にしたがって対応するその他の経営とは、結果的には同等にみえるとしても論理的にはその位置づけを明確に区別しておくべきであらう。

けれども、戦後の当面の状況についてもなお、最初にみたような見解をそのままとることには問題があらう。さきの第5図にみるように、生計費労賃が日雇労賃を下回るという関係は、すでにほぼ昭和八年以降には逆転して、昭和一〇年代には明確に生計費労賃が日雇労賃を上回るようになり、戦後には、その開差を拡大してきているのである。そのことがもつていみは、あとでまた論及するけれども、さしあたり、いいうることは、近年のように兼業・出稼ぎが広汎に普及している状況では、家族労働力といえども可分割化される傾向がいっそう強まってきており、固定費そのものというよりも変動費的性格に接近してきている。つまり労働投入の機会費用的考慮がいっそう働くようになってきていることは認めておかなければならないのである。

このことを考慮して家族労働力を評価しようとするれば、家族労働力は自給肥料などのような経営内的な中間生産物なのではなく、経営にとって外給的な性格をもつかぎりにおいて、むしろその他の購入生産手段と同様に、その社会的な市場価格によって、つまり個別の生計費によってではなく、社会的生計費によって評価すべきであること(26)になる。ここでは、実現された最低限の社会的生計費といういみで、農業臨時雇労賃をとることとした。

2 資本金子の評価

所与の資金を農業に投入するか、農業外に投資するかは、農業の資本投入額が増大するにつれて農家の関心事となるだろう。とくに、その投資が借入金増加を伴う現状では、なおさらである。そこで、土地購入をも含めての農業投資について最低限の資本金子を、むしろ規模拡大した個別経営の最低限の存続のために、その不可欠の経費として見込んでおく必要は、近年ますます増大してきているといわなければならない。

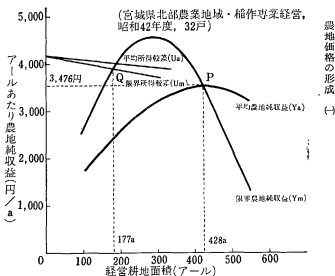
さらに当面の問題として重要なことは、地価の上昇⁽²⁷⁾それじたいが将来の期待(地代)所得の割引率との関連で利率への農民の関心を高めてきていることであろう。むろん現在の地価形成に、借入資本金子とはかく、自己資本金子がどこまで織り込まれているかを直ちに確定できないが、以下の試算で資本金子を見積って自作収益から控除したのは、「仮りに資本金子を見込んだとしても」という仮定上のこととして、さしあたり理解されたい。

3 買手の採算性

以上、家族労働費および資本金子の評価について検討し、そこでわが国の農業の現状として、労働力・資本の一応の流動性を認めておくことが当面の地価形成の理解にとって必要だと考えた。これらの状況の意味するところは、前述のような生存競争的な地代形成の条件が、それだけ弱められてきているということに他ならない。

けれども、現在もおおそうであるところの分散耕地制のもとでの地片売買という点についていえば、そのかぎりでは、たしかに当面の地価形成の経済的・農業内的説明にとって、限界地代としての考察が必要な道筋であるといわなければならない⁽²⁸⁾。ただ、このばあい、さきの生存競争的地代形成の条件を媒介としないで、それだけで高地価

第6図 農地純収益・所得較差



- 注1. 平均農地純収益 $Y_a = 363.989 + 14.547x - 0.017x^2$
 限界農地純収益 $Y_m = 363.989 + 29.094x - 0.051x^2$
 $R^2 = 0.218$, ただし、 Y はアールあたり農地純収益(円), x は経営耕地面積(アール)。
 2. 平均所得較差 $U_a = 4190.567 - 0.791x$
 限界所得較差 $U_m = 4190.567 - 1.582x$
 $R^2 = 0.221$, ただし、 $U = [(1 \text{ 日あたり兼業労賃}) - (1 \text{ 日あたり農業臨時雇労賃})] \times (\text{アールあたり家族自家農業労働日}) + (\text{理論地代値 } 3,476 \text{ 円})$ として表示されている。

を直ちに説明するわけには
 いかない。限界地代だ
 から必ず社会的に高すぎ
 るということはいえない
 からである。それゆえ、
 限界地代としての考察を
 論理の道筋としながらも、
 さらに当面の農地価格水
 準が、基本的には、どの
 ような経済的論理性にも
 とつく水準として社会的
 に形成されているかが、
 改めて問われなければな
 らないのである。

ここでは、昭和四二年度の農林省農家経済調査の宮城県北部農業地域の水稲専業経営の分を資料として、個別農
 家毎に農地純収益を算出し、その分布から第6図のように平均農地純収益と限界農地純収益の回帰線を求めた。
 以下、かかる回帰線の適用とその意味について、若干の点について補足を行なっておきたい。

(1) 同様の二次曲線を適用しての計測は、すでに中江淳一氏によって昭和三六年度農家経済調査（都府県）⁽²⁹⁾について与えられているし、また、梶井助氏も昭和三四年度の東北農区について固定資本規模別に同様の試算を行なっている。⁽³⁰⁾ いずれのばあいにも、われわれのそれと同様に、平均農地純収益を Y_{a+b+c} として与え、これから $\frac{d}{dx}(Y_{a+b+c}) = a + 2bx + c$ として限界農地純収益を導いている。したがって、この限界農地純収益の導出のしかたが便宜的であり、かつ一戸あたり農地純収益曲線 (Y_{a+b+c}) は原点を通ることを期待している、といういみではこの回帰線の適用が純粋に統計的処理であるとはいえないという批判はまぬかれないだろう。すぐあとでみる決定係数の低さもその理由の一つとなるだろう。これらの点については、よりいっそう大量の（他地域での解析も含めて）より適切な統計的処理を今後に期待したいと思う。それゆえ、さしあたり、ここでの第6図はわれわれの理論模型とみてもらってもよい。

(2) ただ、ありうべき誤解をさけるために断わっておかなければならないことは、ここでの農地純収益のかかる回帰線の想定は、たんに費用関数のうらがえしであり、それに準ずるものと考へてはならないことである。本来、理論的な費用関数は生産資本の支出として、その技術構成が与えられたときに、すでに事前的に確定されうるものとみるべきであって、ここでの諸費用は、生産に先立って補償されるべき、その諸役の価値として規定されている。その視点が土地にまで拡張されると、土地もまた土地用役（それは土地質が異なるならば異なる土地面積を意味している）として同等の用役量に分割されうるものとして、その用役諸単位の投入として考察されることになる。けれども、われわれは、ここでは農地純収益を土地の単位面積あたりに考察しており、基本的には差額地代の個別経営への配布とみているのであって、そのかぎり、事後的にのみ、つまり諸費用支払い後の残差としてのみ、与えられているにすぎない。たしかに、資本制生産はこの「独占されうる自然力」たる土地をも土地価値として資本化するけれども、それはあくまで事後的に、擬制資本としてにすぎないのである。すなわち、「独占されうる自然力」という認識は、基本的に諸土地の事前的に数量化（価値量化）しえない異質性をそこにみているのであって、それゆえ、差額Ⅱ差別地代は、土地の外的な・素材的な把握の単位としての土地農地価値の形成（一）

面積にもとづき、さらに生産現物の数量を媒介として、まさに事後的にしか確定されない性質のものとして把握されているのである。

要するに、費用要素総除（マルクスはその地代論において「生産費」という表現でしばしば平均利潤を含む「生産価格」をとらえている）後の余剰として、資本が自ら再生産しえず、しかも独占されうる「自然」に条件づけられたものとして、つまり資本制生産にとって土地じたいは本質的に無価値物として、その他の費用諸要素と「土地」との差別を把握する差額地代論の見地と、土地もまた土地利用役として把握しうるかぎり費用化しうるのであって、その逐次的な投入による限界生産力にもとづいて地代を土地利用役への帰属価値として規定しようとする限界生産力地代（希少性地代）の見地とを、ここで混同したり、すりかえたりしてはならないであろう。この点の峻別について、北園正伸氏の指摘をみよう。⁽³¹⁾

- (3) なお、ここで水稻専業経営とは、(i)農業粗収益に占める水稻作収入割合が八〇%以上であること、(ii)男子農業専従者が一名以上いること、この二点を条件とした。結果として、与えられた対象戸数は三二戸であった。

また、農地純収益は以下のように定義した。

$$\text{稲作粗収益} = \text{稲作純収益} - (\text{稲作諸費用} - \text{支払うべき} + \text{稲作資本利} + \text{家賃諸費用})$$

$$\text{稲作資本利} = (\text{固定資本} + \text{流動資本}) \times \text{利子率} (6\%)$$

$$\text{固定資本} = \text{建物} (\text{農業用住宅部分を含む}) + \text{農機具} + \text{農具} + \text{農物}$$

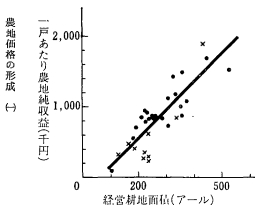
$$\text{流動資本} = \text{流動諸費} \times \text{資本回収率} (0.5)$$

$$\text{流動諸費} = \text{農機具諸費} - (\text{支払うべき} + \text{賃借費} + \text{雇用労賃})$$

$$\text{家賃諸費用} = \text{家賃} + \text{家賃諸費用} + \text{田賦} (\text{能力換算}) \times \text{稲作諸費用}$$

- (4) この第6図の二次曲線適用の決定係数は $R^2 = 0.218$ と低い。そこで、一戸あたり農地純収益にもとづいて、これと経営地との相関をみると第7図のように $R^2 = 0.741$ と高まっており、ここでの面積がより適合的であるようにみえる。これ

第7図 農地純収益の分布 (32戸)

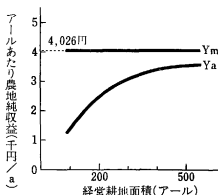


注1. $y = -265 + 4.026x$ $R^2 = 0.741$

ただし y は1戸あたり農地純収益 (千円),
 x は経営耕地面積 (アール).

2. 印は10アールあたり水稲収量 510kg 以上の農家, ×印は510kg未満の農家.

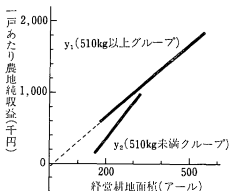
第8図 アールあたり農地純収益
(前図から誘導したばあい, 32戸)



注. $Y_a = -265/x + 4.026$
 $Y_m = 4.026$ $R^2 = 0.741$

によって一アールあたり農地純収益と経営耕地との相関を誘導すると第8図のようになり、そこでの理論地代値(後述。第6図のP点の値)は、四、〇二六円と高くなる。この高きは上層農家と下層農家の限界農地純収益を規制する関係、つまり生産関数が異なっていて、それを一括してしまった結果だと考えて、第7図の分布から判断して水稲五一〇キログラムを境に二区分して、それぞれについて右と同様の計算をしてみると、第9図と第10図のようになる。それぞれのグループの決定係数は $R^2 = 0.735$, 0.723 といずれも高まっている。ここで注目すべきことは、 y_2 (五一〇キログラム未満) グループは y_1 グループにくらべて傾斜が大きいこと、つまり限界農地純収益が大きいこと、および y_1 グループはほぼ原点を通る直線となっており、そこで第10図のように平均農地純収益と限界農地純収益がほぼ一致していることであろう。した

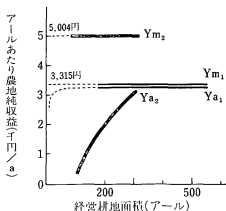
第9図 水稻収量グループ別にみた一戸あたり農地純収益 (32戸)



農地価格の形成 (一)

注. 水稻10アールあたり収量 510kg 以上グループ
 $y_1 = -5.4 + 3.315x$ $n=22$ $R^2=0.743$
 水稻10アールあたり収量 510kg 未満グループ
 $y_2 = -618.8 + 5.004x$ $n=10$ $R^2=0.795$

第10図 水稻収量グループ別にみたアールあたり農地純収益 (前図より誘導したもの、32戸)



五四

注. $Y_{a1} = -5.4/x + 3.315$
 $Y_{m1} = 3.315$ $R^2=0.743$
 $Y_{a2} = -618.8/x + 5.004$
 $Y_{m2} = 5.004$ $R^2=0.795$

がって、この第10図は、最初のわれわれの理論模型を示した第6図を二つの部分に分解したものと考えることができるであろう。だから、平均農地純収益と限界農地純収益のほぼ一致するこの水準は三、三二五円で、さきの第6図のP点の水準三、四七六円におおむね近接してくるわけである。しかも $R^2=0.218$ から $R^2=0.743$ へ高まっているので、われわれの最初の第6図に想定した回帰線の形状は、少なくとも、P点の周辺に関するかぎり、妥当であった、としてよいであろう。この第6図の決定係数の低さは、結局のところ、第7図にみるように、一五〇〜二五〇アール階層の y_1 グループと y_2 グループとが区分できないことに、主としてとづいているのである。

これまでみてきたように、分散耕地制のもとの農地売買は一〇アール、二〇アールといった切り売り・買い足しだから、追加地一アールあたりの限界農地純収益を限界地代とみなすとすれば、この限界地代が社会的な地代水準を表示していると考えるところでも、問題は、現段階の自作小農にとって、どの経営耕地規模階層のそれを考えるのが妥当であるか、ということになるだろう。

そこで、この問題を改めて第6図における曲線上の個々の位置にある農家が、新たに農地を追加購入するということに、所与の技術水準のもとで、その将来所得Ⅱ地代をどう考えるか、というふうにおいてみよう。そのとき、労働力・資本の移動が自由な生産力競争の条件が存在し、しかも、特定の価格支持制度のもとで、かなり硬直的な——その意味で安定的な——所与の農産物価格水準を、あるていどの将来にわたって想定できるとするならば、個人の農家は農業余剰としての農地純収益の、耕地を基準とした不均等を是正するように動くと考えられるから、所与の技術水準のもとでのその運動の長期均衡点は、経営地の拡大によって規模の経済が働かなくなるところ、つまり限界地代と平均地代とが一致するに至る点、いいかえれば平均地代の最大点（第6図のP点）であることになるだろう。したがって、社会的に支配的な地代水準は、このP点におけるそれ——以下、この値を「理論地代値」と呼ぶ——となるだろう。つまり、この理論地代値の水準は、他部門への就業・投資との見合いのもとで、農家が期待しうる、純農地としての将来所得Ⅱ地代の最良の状態を示していることになるのである。

コリン・クラークは次のようにのべた。「この方法〔残余〕としての土地所得の推計」を使用する際に仮定されていることは、他の生産要素がそれらの限界生産性に見合う報酬を得ていること、いちじるしい規模の経済が存在しないこと、したがって、土地の平均収益はほぼ限界収益に等しいことである。われわれはすでに、多くの場合（後述諸図の現状あるいは

先進国の以前の時代」にこのことが必ずしも妥当しないことをみた。しかし、生涯諸要素の流動性が十分に大きいと仮定される進歩した経済では、この方法を用いることが許されるであろう。⁽³²⁾

そこで、実際に農家が所与の条件のもとで、将来所得Ⅱ地代を期待するにあたって、その水準をどのような限界地代Ⅱ平均地代としての位置ないしはその近傍にあるものとして行動しているか、それとも、ききにのべたような意味で生存競争的な地価形成を行なって、限界地代曲線に沿ったより高い水準を依然として実現しているというべきなのか、大筋としてこのいずれであるかを実際の地価調査などに拠って検証してみよう。

全国農業会議所が昭和四三年五月に行なった宮城県の平坦地帯の水田自作地売買価格平均は一〇アールあたりで上田六一七千円、中田四九三千円、下田四〇一千円となっている。利子率を仮りに六%として一アールあたり年地代をだしてみると上田三、七〇二円、中田二、九五八円、下田二、四〇六円で、これらの単純平均は三、〇三二円となる。さきの理論地代値は、やはり一アールあたりで三、四一六円となるから、ほぼ右の中田ないし平均の地代に近い水準であるとみてよいだろう。

また請負耕作の場合の委託者の取り分も、現在のかくされた地代水準の指標であるともみることができる。宮城県の場合、一〇アールあたり水稲収量八俵としてほしい五〇パーセントが委託者の取り分とされているから、一〇アールあたり四俵として三〇、九六〇円、一アールあたりで三、〇九六円が、いわば地代支払額ということになる。これも、おおよそ前記の水準に見合っている。

綿谷勉氏は、さきの中江氏の計画の結果を援用して、「農地価格×資本利子率は、平均純収益がピークをきわめ、農地

の買いが完りに変わる規模層における平均純収益Ⅱ限界純収益に見合う」ことになると指摘した。⁽³⁴⁾

これらの点を総括していえば、少なくとも現在の宮城県水稻専業経営についていうかぎり、すでに小農労働力が農村内に堆積し、そこでの相互の生存競争から地代水準がせりあげられるという意味での限界地代Ⅱ生存競争的地価形成の段階を脱して、労働力・「資本」の一応の流動性が確保されていて、そこで地代水準は限界地代Ⅱ平均地代として、いわば需要農家の最良の（正常な）期待所得Ⅱ地代にもとづく生産力競争的地価形成の段階に、ほぼ到達しているといつてよいようである。いいかえれば、現在の農地価格水準は、原則的にいうかぎり、買手の所与の条件のもとでの正常な採算性に基礎づけられて、基本的に需要価格として形成されているとみるべきなのである。

それゆえ、またそれぞれの個別経営にとっては支払い可能地代は限界地代として与えられるだろうけれども、社会的な地価水準の決定をみようとする当面の課題にとつては、限界地代Ⅱ平均地代の点をみればよいのであって、そのかぎり、限界地代か平均地代かという議論は不要となろう。したがって、標準的資本装備をもった「標準経営」⁽³⁵⁾の平均地代形成をみればよいことになるわけである。ただし、この「標準経営」は、さきの理論地代値を実現している経営地規模階層のそれでないといけない。

4 家族労働力の評価についての補説

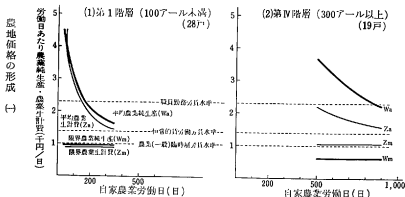
ところで、これまでの検討は、地代算出について若干の仮定をおいて行なってきた。なかでも、農地純収益の大きさに強く影響するのは家族労働力の評価の如何であろう。これまでのところ家族労働力を社会的生計費で評価す

るという見地にたつて、その最低線として農業臨時雇賃を基準にとつてきたのであるが、そこに当然に生ずる一つの疑問は実際に農家は農業臨時雇賃で評価した家族労働費でもつて、そのまま家族労働力を再生産しているのだろうか、という点であろう。近年の生計費の一般的上昇は、むしろこの疑問の背景にある。

すでに述べたように、農家の家族労働力は経営としてみれば費用であるが、家計としてみれば所得であるという二重性をもっている。まさに「生業」といわれる所以であろう。それゆえ、右の疑問を検証するためには、農業臨時雇賃で評価した自家労働と家族生計費とを改めて比較してみることが必要となろう。ただ家族生計費といつても、そのすべてを農業部門が負担しているわけではない。そこで農家所得に占める農業所得の割合、つまり「農業依存度」に見合う家族生計費部分をもつて、農業部門が負担すべき生計費と考えた。⁽³⁶⁾ いいかえれば、それは個々の農家によって実際に支出された生計費を反映した家族農業労働力の評価であるという意味で、個別的な生計費労働といてもよいであろう。これにたいして、さきの農業臨時雇賃評価のそれは社会的生計費労働とされうるだろう。第11図は、さきの昭和四二年度の宮城県北部農業地域の個票について、稲作専業経営だけでなくその全戸をとつて、自家農業労働日数と、その一日あたり農業純生産および生計費の階層別分布を示している。図では、繁雑になるのを避けるために、第I階層(二〇〇アール未満、二八戸)と第IV階層(三〇〇アール以上、一九戸)だけを示した。

高橋伊一郎氏がさきに昭和三一年度『農家経済調査』を用いて、福岡県・鹿児島県を対比しつつ行なつた分析によると、一般に、一日あたり農業純生産ないし生計費との関係で、農家がどこまで自家農業に労働力を投下するかを考えると、この上限は労働の限界生産性(高橋氏のばあい労働時間あたり農業所得のみ)が、農業臨時雇賃に一致する点であるけれども、実際の計画では限界生産性がコンスタントになっているために、農家の労働投下の現実の基準とはなりえないこと

第11図 自家農業労働投下と労賃水準



注1. 農業純生産＝農業粗収益－〔農業流動財産＋農業固定財産（減価償却費）〕
農業生計費＝家族家計費×農業依存度

$$\begin{aligned}
 &2. \text{ 第I階層} \begin{cases} W_a = \frac{179}{x} + 0.951 \\ W_m = 0.951 \quad R^2 = 0.350 \end{cases} \quad \text{第IV階層} \begin{cases} W_a = \frac{1559}{x} + 0.588 \\ W_m = 0.588 \quad R^2 = 0.059 \end{cases} \\
 &\begin{cases} Z_a = \frac{184}{x} + 0.833 \\ Z_m = 0.833 \quad R^2 = 0.213 \end{cases} \quad \begin{cases} Z_a = \frac{586}{x} + 1.002 \\ Z_m = 1.002 \quad R^2 = 0.188 \end{cases}
 \end{aligned}$$

ただし W は農業純生産（千円）、 Z は農業生計費（千円）、 x は自家農業労働日（日）。

3. 資料は第6図に同じだが、対象地域の全戸を採用した。

となり、そこで、平均生産性と農業臨時雇労賃との一致点が農家の労働投下の上限であるとななければならない、とされている。

だが、われわれの第11図にもどって言えば、実際問題として農家は、この平均農業純生産が農業臨時雇労賃水準に接近するに至るかなり以前に自家農業への労働投下をやめている。すなわち、最下層である第I階層の限界農業純生産はほぼその限界生計費に一致し、それはさらに農業臨時雇労賃におおよそ一致している。しかも、この地域での一般的臨時雇労賃（対象農家が取得しているかぎりでのそれであるが）もほぼ同一水準にある。したがって、この農業的・一般的・臨時雇労賃

水準は、第Ⅰ階層の限界農業純生産によって農業内の規定されており、これに見合うかぎりで限界生計費水準、つまり労働一日を追加するに要する生計費の増加分によって規定されているといつてよいのである。ところが他方で、同じ第Ⅰ階層について、その平均生計費は右の水準よりも高く、もつとも多く労働を投下している農家でも、ほぼ恒常的賃労働の賃賃水準（これも対象農家が取得しているかぎりでの賃賃水準）に見合うところまでである。

だから、これを第Ⅰ階層の自家農業への労働投下の限界としてみるならば、他に切り売りする臨時雇賃賃は、その限界生計費＝限界純生産Ⅱ一、〇〇〇円の水準にあるが、自家労働力の再生産としていえば、それよりも高い平均生計費＝平均純生産Ⅱ恒常的賃労働賃賃Ⅱ一、四〇〇円の水準で生活していることになるわけである。したがって、この差額は、この経営が生み出した余剰部分、当面の問題としていえば、地代ぐるみの混合所得をそのまま生計費に充当して恒常となる。第Ⅰ階層の農家の正常な形態は、この意味で、地代ぐるみの混合所得をそのまま生計費に充当して恒常的賃労働の所得・生活水準を充足できるところまで自家農業への労働投入を行っており、結果として余剰は残されないことになっている。

他方、最上層の第Ⅳ階層についてはどうか。ここでも第Ⅰ階層と同じように、限界生計費は農業臨時雇賃賃の水準にあり、また平均生計費がほぼ恒常的賃労働の賃賃水準に至るまで労働投下がなされている。したがって、第Ⅳ階層もまた地代ぐるみの生活をしているのだが、その平均純生産が職員勤務の賃賃水準にまで達しているの、なおかなりの余剰を残しているところに第Ⅰ階層との差異があるとしてよいであろう。ただ、この第Ⅳ階層の回帰線の適合性が低いので、大筋の予測をするにとどめておかなければならない。

以上、要するに、農業臨時雇賃賃は家族労働力の切り売り賃賃の水準として成立しており、これと家族労働力の

再生産の水準、つまり自家労賃が、このように分裂しているところでは、その差額を充当するのに地代をもってし、その地代ぐるみの生活によって家族労働力の恒常的賃労働水準での再生産を確保していることになるのである。

梶井功氏⁽⁸⁾は、戦前（昭和七～九年）には農業労賃と自家労賃の分裂がなかったが、これは「小作料収奪の至さが生活水準を低くしていた」からであって、「農地改革がその収奪をなくしたことが農民の生活水準を上昇させ、農業労賃と自家労賃を分裂させた」と昭和三〇～三二年について正当に指摘している。そして、この「分裂は、収奪がよりきびしかった、しかも都市労賃の影響をうけることの少なかった東北により大きい。近畿のばあい、農外賃金の影響がつよく、それによって農業労働力の価値評価も平準化されるが、その影響の弱い東北では価値評価の分裂が固定化するのではないだろうか」としている。ただ、戦前についていえば、梶井氏がとった昭和七～九年の時期は、さきの第5図にみるように、ちょうど、自家労賃が農村日雇労賃と逆転する時期にあたっており、その意味で分裂がなかったのであって、すでにのべたように、それ以前について戦前一般としていえば日雇労賃が自家労賃を上回る逆の分裂があったとすべきであろう。

それゆえ、当面の農地の切り売り・買い足しという場面についていえば、追加地のうえでの追加労働日についても少なくとも限界生計費、したがって臨時雇労賃が確保されねばならない。そのもとで、農家は、臨時雇労賃で評価した自家労賃にもとづいて計算したさきの理論地代水準を経営地すべてについて支払う能力をもってはいないが、ただ農地の「買い足し」が家族労働力の「切り売り」に代わる労働投下場面の追加的取得としての意味をもつかぎりでは、つまりその範囲内では、それが可能なのだということになるであろう。このような農家の労働投下のありかたは、さきにみた家族労働力のタダないしは切り下げ説と関連していえば、事実上は、戦後の当面の場合にも、「地代ぐるみの生活」という意味で類似のメカニズムがそこに働いていることを認めなければならないのであるが、

しかしその水準が一段とレベル・アップされているために、追加分についてもタダということにはならないで、少なくとも臨時雇賃金は確保されている点に、戦前との基本的な・小農制としての段階的な・差異をみるべきであろう。

同時に、このようなメカニズムが働いているということは、地片売買ないしは請負耕作といった形での経営地の追加・拡大——いわゆる「自作前進」的拡大——は、同時に技術水準の飛躍的高度化がないかぎり、当然にきわめて狭い限界内に閉じ込められているものであることを示唆している。それは同時に、他方で、下層農家が一般的に農業賃労働者層として拡大しないで、兼業的形態における臨時的な「切り売り」労働力としてのみ存在する現状と、まさにうらはらのメカニズムに他ならないのである。

5 売り手の採算性

以上に、購入者の側の採算性をみてきたが、他方で、これに対応しての売り手の側の採算性をどう考えたらよいだろうか。

農地はそれが商品（資本）として売買されるといっても、通常の商品と異なって任意に生産されうるものではなく、一般的にいつて農地に原価性を認めることはできない。したがって、再生産原価によって規定されるという意味での供給価格は、一般に農地には存在しない。

けれども、農家経済が保有する家族労働力の配分という観点から、自己経営への労働投下の採算性と比較して、これ以上の農地価格ならば売ったほうが得だという意味での短期的な採算性をみることはできるだろう。

第1表 水田の売買・貸借の希望者比率
(単位: %)

		売 買		貸 借	
		買い手	売り手	借り手	貸し手
全 計		23.9	2.5	2.3	0.6
農業地階別	都市近郊	14.7	4.2	2.2	0.3
	平地農村	27.4	2.1	2.6	0.7
	農山村	24.0	1.9	2.2	0.2
	山村	23.7	1.9	2.0	0.5
経営耕地階層別	0.3ha 未満	12.0	3.8	2.1	0.3
	0.3~0.5ha	16.2	3.1	2.8	0.2
	0.5~0.7	19.7	2.6	2.6	0.8
	0.7~1.0	24.9	2.5	2.7	0.5
	1.0~1.5	31.5	1.5	2.2	0.6
	1.5~2.0	37.3	0.7	2.1	0.2
	2.0~2.5	36.4	0.4	0.6	0.2
	2.5~3.0	39.4	1.3	1.7	0.3
	3.0ha 以上	34.8	1.4	0.5	—

注1. 各階層別の調査農家数にたいする各解答(希望者)の出現率を示している。

2. 農林省『農業経営に関する意識調査結果表』(昭和40年9月調査)による。

その採算性とは、追加労働日を自己経営に振り向けて、そこで得られる追加農業所得($V+M$)と、同じ労働日を兼業に投下し、かつその土地部分を売却(貸付)して得られる、兼業労賃所得(V')プラス売却(貸付)地地代(M')との比較であって、後者($V'+M'$)が前者($V+M$)よりも大ならば(この差を「所得較差」と名付ければ、所得較差がプラスならば)、その他の条件は変わらないものとして、売却(貸付)したほうが得だという意味での採算性である。

さきの第6図では、自作地限界地代(M)とその他を比較して採算の分岐点をみるために、 $CII(V'-V)+M'$ (M' はP点の理論地代値)を所得較差として表示した。そこで、限界農地純収益曲線と限界所得較差線との交点(その経営耕地規模の小さいほうをとる。図のQ点)が、経営耕地規模を基準としてみた農家の農業生産の損益分岐点ということになるであろう。同じ意味において、いわゆる農民層分解の「分解基軸」は、このQ点の経営耕地規模階層をもって通常表示されているものと理解されよう。後の第3表は、かかる分解基軸の近年における上昇傾向を示している。

したがって、短期的な採算の問題としてみるかぎり、さきの第6図において、Q点II分解基軸の経営耕地階層(下限規模II一七七アール)からP点II

第2表 農地売買の階層性（譲受面積超過率）

（単位：％）

農地価格の形成
(一)

経営耕地 階 層	昭和38	39	40	41	42	43	昭和43年件数の昭和40年 農家戸数にたいする割合	
							売却件数	購入件数
0.3ha 未満	△46	△56	△55	△56	△59	△62	5.8	1.9
0.3～0.5ha	△4	△8	△10	△9	△11	△11	5.5	5.6
0.5～1.0	1	△1	△0	△1	△3	△4	5.6	5.9
1.0～1.5	16	22	16	22	24	21	5.9	7.6
1.5～2.0	18	22	21	27	25	32	6.3	9.0
2.0～2.5	13	26	25	23	27	35	7.3	11.0
2.5～3.0	14	18	23	11	16	28	8.4	12.7
3.0ha 以上	△12	△12	△13	△22	△4	△2	10.6	15.1

注1. 農地法第3条自作地有償移動、都府県、交換、不耕作は除いた。

2. $\frac{\text{譲受面積} - \text{譲渡面積}}{\text{譲渡面積}} \times 100\%$ として表わした。

3. △はマイナスであり、譲渡超過を示す。

4. 農林省「農地年報」各年より作成。

理論地代値規制の経営耕地階層（上限規模Ⅱ四二ハール）までの中間農民層が農地購買層となり、それらの上下の農民層が農地売却層となる可能性をもつことになるのである。

たとえば、第1表は農地売買・貸借についての農家の意識調査結果であるが、これによると全体として購入希望が売却希望よりも遙かに高い出現率を示しているけれども、購入希望者は中間層ほど高まっており、逆に売却希望は上下両極に増加していることを読みとることができる。また第2表は昭和三八年以降の耕作目的の自作地売買の階層性を、譲渡面積にたいする譲受面積の超過率として表わしているが、ここでは譲受超過率が一・五～二・〇ヘクタール階層と二・〇～三・〇ヘクタール階層とにもっとも高くなっており、上下両極層は譲渡超過となっている。さきの農地購買層としての中間層優位の傾向は、ここではより明確にあらわれているのである。したがって、さきの第6図における回帰線の型状、および農地の購買層と売却層の検出は、あくまで可能性としてそうなることが所与の条件のもとでは経済論理的だという推定

にとどまっていたが、ここでみるように、農民層の志向としても、また実際の売買結果としても、ほぼ同様にあらわれていることを確認しておいてよいであろう。

注(20)

たとえば伊東勇夫「改革後における地価・小作料の実存形態」『経済評論』昭和三二年五月。ただし、岡氏の「改革後の地代形態と農地価格」(吉村正晴・都留大治郎編『経済発展と小農法則』昭和四三年、所収)では、地価が「生命の再生産額」であったのは改革前のことで、現段階では、地代と利潤の一部を資本還元した価格の線を認め、そこで労賃部分だけは範疇として確立してきている、としている。だが、かかる前近代的「物神的性格」は、綿谷氏がすでに指摘しているように、農地改革後に支配的となった「わが自作農の場合には、必要労働部分そのものが、いわば地代的に実現される」という「自作農的な土地独占」の倒錯形態として経済的には基礎づけられるのであって、純借地経営ではそもそも、その倒錯の基礎を欠いているし、追加的な借地・土地購入についても同様であろう(綿谷起夫「農地改革後の自作農の性格」『農業総合研究』六卷二号、昭和二十七年)。

(21)

上原信博『戦後におけるわが国農地価格および小作料の構成』農政調査会、昭和三四年。

(22)

近藤康男『農産物生産費の研究』昭和六年、九頁以下。

(23)

宇野弘蔵氏は、戦前の高率小作料の根拠によれて、「自小作農は、小作農には堪えられない程に高率の小作料も、その自作地を基礎として支払い得る」と指摘した(岡氏『農業問題序論』昭和三二年、八〇頁、六三頁)。田代隆氏は小農経済論を論理的に具体化しようとする一連の先駆的労作のなかで、「地代ぐるみの生活」の形成のメカニズムを強調している(岡氏『小農経済論』昭和三八年、「小農における地代」吉村・都留共編前掲書、および「農業構造とその展開」西山・大橋共編前掲書)。また大綱素行「農業における個別資本の基本的運動法則の発展と差額地代の三つの形態・及び特別地代」『農業経済研究』三三巻四号、昭和三七年)もこの点に關説している。

(24)

佐伯尚美、前掲論文(注(1)参照)。

(25)

田代隆、前掲諸論文(注(23)参照)。

(26)

加用信文「家族労働力をいかに評価すべきか」『農業技術』四卷七・九号、昭和二四年。

(27)

阪本楠彦『農業の地価問題』(農政調査委員会、「日本の農業」五八、昭和四三年)。

農地価格の形成 (一)

- (28) 阪本補彦、前掲『土地価格法則』第三章。
- (29) 中江淳一「農地移動について」『農林金融』一六卷九号、昭和三八年。
- (30) 梶井功「公共用地取得の場合の農地の対価および補償」『補償研究』昭和三九年。
- (31) 北園正伸「差額地代と農業」『農業総合研究』一八卷四号、昭和三九年。
- (32) Clark, Colin, *The Value of Agricultural Land*, *Journal of Agricultural Economics*, Vol. 20, No. 1, 1969. (三沢謙郎訳「農地の価値」(農政調査委員会)のぶく農業』三十四、昭和四四年)。
- (33) 宮城県農業会議「農作業等委託調査結果」昭和四三年。
- (34) 綿谷起夫「自立経営の階梯」小倉武一編『農業における自立経営の存立条件』昭和三九年、所収。
- (35) 白川清「農業問題の価値法則」『農業総合研究所「研究叢書」六八号、昭和三七年。
- (36) 梶井功「農業生産力の展開構造」昭和三六年、第二章補論で同様の手順がとられている。
- (37) 高橋伊一郎「自家農業労働投下のメカニズム」的場徳造編『九州における経済と農業』農業総合研究所「日本農業の全貌叢書」五巻、昭和三四年、所収。
- (38) 梶井功、前掲書、一七〇頁以下。

五 農地価格変動のダイナミズム

1 平均地代の増大傾向

これまでの第6図の試算にもとづく検討は、昭和四二年度という特定年次の宮城県北部農業地域についての、所与の技術水準を想定した農地価格形成のいわば静態分析であった。そこで、この価格形成に働く諸要因の、比喩的というならば力関係が、年次的にどう動いているか、を検討していかなければならない。第3表は、昭和三十七年度以降の都府県の農家経済調査経営耕地面積別の値から、これまでと同様の手順によって試算した農地購買層の上限

第3表 理論地代値と利回り（都府県）

	下 限 規 模 (分解基軸)	上 限 規 模	理論地代値	利 回 り	
				A	B
	アール	アール	円/a	%	%
昭 37	69	229	1,149	4.42	5.91
38	121	196	1,049	3.82	5.41
39	137	257	1,154	3.36	5.81
40	145	235	1,416	4.07	6.95
41	145	224	1,662	4.31	7.69
42	139	217	2,365	4.76	9.88
43	189	379	2,483	4.00	8.92

- 注 1. 下限規模は第6図におけるQ点の経営耕地規模に相当する値。
 2. 上限規模は第6図におけるP点の経営耕地規模に相当する値。
 3. 理論地代値は上限規模におけるアールあたり農地純収益の値。
 4. 利回りはこの理論地代値の地価にたいする割合であって、Aは全国農業会議所による翌年5月1日調査の地価にたいする、またBは日本不動産研究所による翌年3月末日調査の地価にたいするものである。いずれも耕作目的の中田地価である。
 5. 農林省『農家経済調査』各年度の都府県経営耕地階層別の値より第6図と同じ手続きで算出した。

と下限およびそれぞれの農地純収益の値を示している。また、この上限規模の農地純収益を社会的・平均的な地代水準（理論地代値）とみて、これが現実地価にたいして、どのていどの利回りとなるかも示しておいた。

この利回りの水準は、全国農業会議所調査の地価のばあい、ほぼ四パーセント前後の水準でかなり安定的であるとしてよいであろう。これにたいして、日本不動産研究所調査の地価については、ほぼ六パーセントから一〇パーセント近くまで上昇してきている。すでに指摘したように、この両地価調査の関係は、一〇アールあたり農業所得にたいしても見出された関係であった。したがって、さきには一〇アールあたり農業所得を指標として地代——地価の関係を推測したが、それらはきわめて妥当であったとしてよいであろう。

そこで指摘した第一の点は、わが国における地代

第4表 農家経済における生産と支払いの対前年増加率（全国）

（単位：%）

	1戸あたり 粗収益 (A)	受取価格 (B)	実収 賃 租 (A/B)	1戸あたり 経営支出 (C)	支払価格 (D)	実経営支出 (C/D)
昭 38	10.4	6.7	3.6	16.1	3.3	12.4
39	14.0	4.8	8.9	14.2	1.1	13.0
40	12.4	11.3	1.0	8.2	4.9	3.2
41	14.2	7.2	6.5	10.8	4.4	6.2
42	17.3	9.1	7.6	13.0	4.2	8.4
43	6.5	1.7	4.8	17.1	3.0	13.6
昭43/昭37	101.9	47.8	36.6	110.2	22.8	71.2

農地価格の形成
(一)

- 注 1. 受取価格は農産物価格指数、支払価格は生産財価格指数によった。
 2. 経営支出には家族労働費（農業臨時雇賃金で評価）および農業資本の6%の資本利子を含めている。
 3. 農林省『農家経済調査』各年度より作成。

——地価の年々の併進的増大の傾向であった。それを引きおこした主たる理由は何であったのか。これまでの農地価格形成のメカニズムを通して検討してきたように、少なくとも全国平均値についてみるかぎり、それは基本的に、農業内部的に説明されねばならない。第3表の理論地代値の全国農業会議所調査地価にたいする利回りの安定性も、そのことを示唆するものであろう。

さしあたり、ここでの地代を差額地代一般として考えることができるとするならば、かかる変動条件は、農業内的には、主として次の三点のいずれかに帰着させることができるであろう。

(1) 限界地ないしは限界投資に影響を与えるような、需要条件の変動。

(2) 技術進歩、したがって原則的には、資本の技術構成の変化を反映するかぎりでの資本の価値構成の高度化、つまり資本の有機的構成の高度化。

そのもとで、単位生産物あたりの不変資本価値の移動部分の増加額が可変資本価値部分の減少額を上回らないかぎりで、あるいは生産量の増大率が生産物に移転された不変資本価値部分の増大

第5表 水稻作における純収益増加率の構成（東北農区）（単位：%）

作付規模	10アールあたり 純収益増加率		10アールあたり 収量増加率		米価増加率		生産効率 増加率	
	I～II	II～III	I～II	II～III	I～II	II～III	I～II	II～III
平均	19.2	53.9	0.2	7.5	25.5	32.2	Δ 5.2	8.2
30a未満	7.7	65.8	Δ 4.7	12.7	25.7	32.7	Δ 10.0	10.9
30～50a	18.0	51.7	2.2	7.8	26.6	32.5	Δ 8.7	6.3
50～100	20.5	52.6	1.3	6.6	26.4	32.2	Δ 5.8	8.2
100～150	18.4	57.9	Δ 0.6	7.8	25.8	32.2	Δ 5.4	10.9
150～200	21.1	53.2	1.3	7.3	25.3	32.5	Δ 4.6	7.9
200～300	19.1	56.5	Δ 1.2	8.5	25.1	32.0	Δ 3.5	9.2
300a以上	15.0	46.3	Δ 2.0	8.4	24.7	31.4	Δ 6.0	2.8

注 1. Iは昭和34～36年平均, IIは37～39年平均, IIIは40～42年平均。

- 生産効率は $\left(1 - \frac{\text{kgあたり費用}}{\text{kgあたり米価}}\right)$ をもって示し、費用は資本利子・地代を含みぬものであり、また米価は主産物と副産物の合計価額である。したがって (10アールあたり純収益) = (10アールあたり収量) × (米価) × (生産効率) となる。
- 農林省『米生産費調査』各年の東北農区・水稻・販売農家について作成した。
- Δはマイナスを示す。

率を上回るかぎりにおいて、右の有機構成の高
度化は、費用価格の低下に帰着するであろう。つ
まり、コスト条件の変動。

(3) 農産物と生産財・生活財との相対価格の変
動、つまり交易条件の変動。

第4表は、近年における農家経済の総体として
の変化を示している。これによれば、実質生産量
の増大よりも実質投入量の増大が大きいこと、け
れども支払価格にたいしての受取価格の上昇が大
きいために差し引きの純収益の増大がもたらされ
ていることを指摘できよう。

いうまでもなく、この受取価格の上昇に最大の
寄与をなしたのは、米価の上昇であった。第5表
は米作部門における水稻作純収益の構成要因の変
動を東北農区について示しているが、一〇アール
あたり純収益の増加率は、I～II期に一九パーセ
ント、II～III期に五四パーセントと後期に著しく

増大した。その増加の主内容が前期二六パーセント、後期三二パーセントと上昇した米価の増加率であったことは明らかだが、生産効率増加率（これは米価との相對關係としてのコスト低下率を反映している）の項をみればわかるように、前期には米価上昇をくいつぶし、後期には逆に米価上昇に上乘せする形で、前後期の純収益増加率の開差を拡大したのであった。後期には一〇アールあたり収量の若干の上昇もあったことも同様に働いている。これらの点を作付階層別にみると、三〇アール未満層を別にして、一〇アールあたり純収益の増加率は、前後期とも、一〇〇～三〇〇アールの中間諸階層に大きいことを認めてよいであろう。この差は、米価上昇率が階層別に大差なく、収量増加率がほぼ上層ほど大きいことからして、おおむね生産効率の増加率の中間層優位に依拠しているということができるのである。

したがって、これらの点からして、過去数年間引き続いた米価の政策的引き上げの効果は、上層農家ほど有利に働いたというよりも、むしろより小規模の・より集約的な・多くの場合に相対的な過剰投資をより一層かかえている・中間諸階層の経営を、むしろ効率化するように働いたことを認めなければならないであろう。結果として、これら中間諸階層にとって米価引き上げは、新たな技術進歩にもとづく超過利潤の創出に代替する効果を与えたのである。いいかえれば、さもなければ働いたであろう規模拡大の必要、したがって農地需要への経済的強制作用から、それだけまぬかれる結果となったことを意味している。

政策米価の引き上げがもつ、この平均としての地代増加の効果は、米の相対的過剰生産が次第に表面化してきた昭和三〇年代末以降の状況のもとでは、もし自由価格体系であったとしたならば、当然により急速に脱落していくであろう劣等地経営ないしは劣等な資本条件の経営に、たとえば基本的にはC+V水準というギリギリの線であると

はいえ、その実現を許容することによって、しかもそれがこれらの農家の兼業的滞留に補足されることによって、結果的には、一般に中上層の経営に、あるいは中・優等地の経営に、より強く・より有利に働くことになるだろう。その意味でかかる地代増加は、自由な価格メカニズムから乖離した「一種の独占地代」的な性格をもつものといわなければならないであろう。

念のために、ここでは政策米価の水準が高米価であるか、低米価であるかを直接に問題にしているわけではない。たしかに供給不足の段階で総需要を充足すべき最劣等地の標準経営の費用価格水準すらも償いえない政策米価であるならば、それは低米価であるというべきであろう。けれども供給過剰の段階では、このことは一概にはいえない。そこでの政策米価は、さもなくて自由市場であるならば、それ以下に下がるであろう米価水準を底上げして支えているのかも知れないし、その逆であるかも知れない。所与の技術水準のもとでの需給量の一致点をどの等級地の標準経営に見出だすかを、そこではまず解決しておかなければならないのである。

けれども、さしあたり、米の過剰傾向のもとで、しかもコスト価格の上昇率を上回って米価が上昇するという構造それじたいは、自由市場的メカニズムのものでないことは明らかであろう。

けれども、かくして形成された余剰部分が、農民層の自作収益を媒介として地代化するメカニズムそのものにかぎっていえば、やはり豊度差とともに「資本」条件の差等（信用力の差等）にもとづいて生みだされるところの事実上の第二形態の差額地代として擬制的に類推すべき性格のものというべきであろう。

なぜならば、すでにみたように、農業的・一般的・臨時雇労賃水準が限界純生産および限界生計費に見合うもの

として農業内の形成され、他方で自家労賃水準＝平均生計費が恒常的賃労働賃水準に依じて、それに見合つて確保されているという、この両者の分裂が当面の段階の特徴点であった。しかも、この両者の関連とすれば、自家労賃水準は臨時的労賃水準を上回っており、その差額は自作地地代によつて補填されているものと考えられた。このばあい、家族労働力の日雇仕事への「切り売り」に代わる零細な農地片の「買い足し」がなされるときに、そこで新たに追加されるべき労働日によつて必要な追加費用は、右の「切り売り」賃水準たる臨時雇賃水準を基準とすることとなり、それだけは少なくとも追加されねばならないのであつて、この水準が、家族労働力の追加投入に伴う自家労賃の切り下げの下限を画するものとして作用するようになっていたのである。いいかえれば、現在では、農業労働力の流動性は、この範囲では確保されるようになったのである。

これにたいして、現状とは逆に、日雇賃が自家労賃を上回っていた戦前のばあいには、自家労賃の切り下げの下限をなすものは、事実上存在していない。家族労働力の濫費が必然化する理由であつた。だから、自家労賃水準よりも低位だとはいえ、ともかく切り売り賃水準として臨時雇賃水準が底支えして労働投下の限界を画させるという現状は、農業内の自己形成されたものとしての・本来的な意味での「賃賃範疇」の、それだけの成熟を表示するものというべきであらう。

だが、このことは、当面の農産物価格形成についていうならば、こうなるだろう。すなわち、 $C + v$ （臨時雇賃）水準を基準として形成される価格水準が、現実設定されている最劣等地の標準経営によつて、たとえギリギリの再生産水準であるとしても、なお $C + v$ （自家労賃）水準の確保を結果として可能にしているとすれば、そこでの V 水準は「地代ぐるみ」の自家労賃（ $v + m$ ）として、そのすべてが個別経営によつての「必要労働」として

平均的な個別経営費のなかに入りこんでいるのでなければならぬことになるだろう。このことは、いいかえれば、最劣等地の経営にも地代が形成されているのでなければ、個別経営にとっての「必要労働」すらもが補填されえないことを意味している。したがって、そこに事実上働いている地代形成のメカニズムは、さきのにべたように、差額地代の第二形態のそれを擬制して類推すべき性格のものである、といわなければならないことになるであろう。

なお、さらに若干の点を補足しておきたい。

(1) 右にみたような内容をもつかぎり、 V （自家労賃）水準そのものは、現段階では、まだ農業内的な形成のメカニズムを必然にもつという意味での労賃範疇ではない。そこでは、 M 部分を喰いつぶして漸く事後的にのみ V 水準が量的に確保されているにとどまる。範疇的形成がいえるのは、「切り売り」労賃（ v ）水準についてだけである。この意味で、この「切り売り」労賃の範疇的形成は、綿谷起夫氏が「家賃労働者による自己の自由な処理」として、ごく抽象的に指摘した、「自家労賃の範疇的形成」に至る「中間項 *Mittelglieder*」⁽³⁹⁾をなしており、それを経済的に基礎づけるものということができるであろう。これにたいして、右の自家労賃（ V ）そのものは、いまだ外部市場で形成される一般的恒常的賃労働賃水準に対応し、それに見合って、ただ量的にのみ・事後的にのみ・充足されているにとどまっている。つまり、農民層にとって一定の V 水準が社会的にその充足を強制されるということと、農業内的にこの水準が V 範疇として形成される経済的メカニズムをもつということとは厳密に区別されなければならない。

なお、この労賃範疇の形成に関連して、しばしば、わが国農業の資本主義化、したがって農民層の分解を規定づけるにあたって、利潤（ P ）範疇の成立に先行して、すでに労賃（ V ）範疇の成熟を認めるかのごとき見解があるけれども、この先行関係はただ論理的序列としてのみ正しいのであって、歴史的現実的な経過に関してそれをいうのは、利潤範疇と相互的にのみ規定されうる労賃範疇そのものの誤解にもとづくものというべきであろう。一般に、「範疇」はたんに量的な概念であ

る以前に、まずもって質的な、そのいみで一定の生産諸関係を表示する概念でなければならない。したがって、右の見解は、いふならば、農業資本家の階級としての欠如のもとで、しかも農業賃労働者階級の一般的成立をいうに等しい。それゆえ、当然のことであるが、当面の自作小農制のもとで、その労働者の性格をいい、またV水準をいうとしても、それはあくまで擬制的な意味においてであることを忘れてはならないだろう。

(2) 田代隆氏は、さきにあげた諸論文のうち、とくに「小農における地代」において、鈴木鴻一郎・大内力氏らの「差額地代第二形態類推説」をきびしく批判している。この田代氏の批判は、とくに戦前の日本の農業についてみるかぎり、適切なものであろう。けれども、かかる「類推」がいかなる場合にも、とくに戦後の現段階についてすら、小農制だからという理由で拒否されるべきであるとはいえない。

なお、田代氏はこの「類推説」が高農産物価格を想定しているとするけれども、他の条件が同等のとき、第一形態にくらべて高いことはいえるとしても、社会的にみてどうかは、そこからだけでは何ともいえないのではないか。その点を深く実証していくことは、当面の領域の外であり、農産物価格論そのものに則した課題として他日を期したいが、たださしあたり、想定していいことは、国家独占資本主義といわれる現段階のもとにあつて、自家労賃と臨時雇労賃との前述のような分裂したいが、農工の不均等発展のもとでの小農の存在形態のするどい自己矛盾的な特徴点をなしている、とみるべきではないだろうか。それは、田代氏も批判するように、通説のような、資本制のもとでの地代論と農産物価格論との関連を、そのまま小農制に擬制的に適用しようとする安易な議論を拒否しているのである。

(3) なお、この差額地代の第二形態について、新沢嘉牙統・華山謙爾氏は、⁽⁴⁾ 初原投資の生産性が、異種の土地の間で段階的にではなく、連続的に変化すると仮定するならば、最劣等地に差額地代は生じない、したがって差額地代の第一形態と第二形態を区別することは無意味だとしている。この連続性の理解の根拠は、「現実の土地は、土性・気象・水利の便・市場への距離等々の条件によってほとんど無限に異なっており」「各土地毎に定まる生産物曲線は無様に多様」である点に求め

られている。

この連続性の仮定のもとでは、「均衡価格がいかなる水準にあり、その市場価格を調整する限界生産費の生産性がいかなる大きさであろうとも、その限界生産費の生産性とちょうど等しい大きさの初原生産費の生産性をもつ土地がつねに存在し、そのような土地では、平均利潤だけがえられて、超過利潤が生ずることはない」。したがって、最劣等地に差額地代が存在しうる余地はありえないこととなる。

このように、異種の土地の間の初原投資の連続性を、ひとたび仮定してしまうならば、両氏がいうように、「単位面積に投下される肥料、農薬、機械の使用時間あるいは労働量などいずれも連続的な概念である」とこと、諸土地間の連続性との間には、とくにそれらの数量的扱いに関しては、何らの差別を認める必要はなくなってしまう。土地もまた、その他の費用諸要素と同様に連続的に供給されうることとなるのである。問題をそのように設定してしまえば、当然にも、そのこの展開の手續きは通常の限界分析にもとづく集約度地代の解法と何ら異なることはなくなることはいうまでもない。

したがって、それによって導かれる結論が、マルクスのそれと異なっているからといって、そのことから直ちに、マルクスの地代諸範疇が誤っており、かつ無意義であるということの積極的な証明にはなりえないであろう。当然にも、異なる仮定は異なる結論を生む。それゆえ、ここで必要なわれわれの問題関心は、この仮定のちがいを直ちにマルクスの分析方法の未熟さだけに解消してしまうことではなくて、むしろ、あらためてマルクスの問題設定の意図——それは当然に問題の歴史的な含意であろう——の吟味に立ち戻っていくことでなければならぬだろう。

いうまでもなく、マルクスにとつての課題は、土地したがって地代をその他の資本制の費諸要素から明確に区別することであった。そこでは、地代は、資本制生産様式の基礎上的土地所有の自立的な、独自の、経済的形態として把握される。

この地代が、地球の一部分を排他的に占拠する土地所有者を「生まれながらの果実消費者」として、経済的に基礎づけるのである。つまり資本制生産様式は、自らにとって、本来的になじめない、しかし必要悪として保持せざるをえない土地所

有を、自らの生産過程の外部に定立するのである。

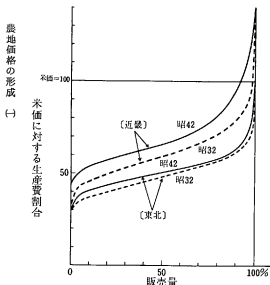
したがって、そこで強調されているのは、当面の問題に即していえば諸土地が相互に異質的であって、たんに資本制的な価値量として、生産に先立って数量化しえず、したがってまた連続量としても把握しえないこと、つまり資本にとっての土地の異質性であった。それゆえ、「土地生産性が段階的に変化するという仮定」を「土地生産性が連続的に変化するという仮定」に置きかえることは、たんなる分析方法上の便宜以上の、問題設定それじたいの質的な転換をそこに含んでいること、さらにいえば「差額地代」としての地代把握の基本的なヴィジョンを消去してしまうことになることを理解すべきであるだろう。これらの点に関連して、なお前述の「買手の探察性」の項の補注②をも参照されたい。

なお両氏は「市場への距離の変化が土地の異なることに連続的であること」を右の連続的変化の「有力な論拠」としているが、これは位置に関する諸土地間の異質性、あるいは位置が豊度とともに差額地代にとって同等の論理的根拠となっているという含意を見失っているといふべきであろう。⁽⁴²⁾

2 地代率の低下傾向

以上のように、平均としての地代の増加、したがってわが国の農業にとっての地代総額の増大傾向をそこに見出すことができるのであるが、そのことは直ちに、全地域・全農家にとってそうであったことを意味してはいない。第12図は、米生産費調査農家について米価を基準としてみた生産費高低別の販売量の累積分布を示している。たとえば、近畿農区について、その生産費水準が米価の五〇パーセント以下である農家の販売量が総調査農家の販売量に占める割合は、昭和三二年に約二〇パーセントであったが、一〇年後の四二年には五パーセントに低下してしまった。このことは、それだけ米価にたいする生産費割合の高い農家が相対的に増加したことを意味している。図に

第12図 米価基準の地代率の変動



注1. 米価にたいする生産費割合の低い調査農家から順に、その米販売量を累積していったものである。農林省『米生産費』調査の販売農家の全戸の総米販売量を100としている。

2. なお、この度数分布の原数値は第二次生産費（副産物差引・資本利子・地代込）については与えられており、ここでの問題にとっては評価地代額を除いておくことが望ましいが、そうしたとしても傾向を変えるほどにはならないだろう。

示した東北・近畿農区のいずれについても、昭和四二年のカーブは三二年のそれよりも上方に転位している。つまり、このことは（第12図に付した注にも）のべたように若干の雑点を含んではいるが、米価を生産費と自作収益つまり地代との合計額としてみることを大筋として許されるならば、米価を基準としてみたときの地代割合がこの一〇年間に低下してきたことを意味しているだろう。あるいは、生産費を基準としているならば、米価が相対的に低落してきているわけである。この低下は、東北にくらべて近畿にとくに著しい。近畿では、その結果、生産費が米価をこえる赤字農家の販売量割合は、昭和三年の三パーセントから四二年には七パーセントにまで増加した。図には示していないが、

戸数割合でいえば、三パーセントから一パーセントへの増加であった。

それゆえ、政策米価の引き上げがもたらした効果は、一方では平均地代したがって総地代の増大傾向であったが、他方では、米価基準の地代率は、そのもとでなお低落していったのであり、赤字農

家の相対的増大、その地域的に不均等な拡大が相伴って進行していることも同時に認めておかなければならないのである。そのことは、おそらく、政策米価の引き上げとはいうけれども、最劣等米作経営のC+V水準を維持するにも、きわめて不十分であったことを示唆しているのであらう。少なくとも、このことから、最劣等地の標準経営の再生産にとって萌芽的利潤にいたる何らかの余剰を可能にするような高米価であったと判断することは出来ないのである。

のちにみるように、この米価にたいする、ないしは労賃にたいする地代（地価）率の低下傾向から、農業における地代、したがって土地所有の後退を予測する見解、さらには地代消滅論があるけれども、それは事態の一面的な理解であり、土地問題を意識的に回避しようとする危険性をもっている。⁽³⁹⁾

注(39) 綿谷超夫、前掲「農地改革後の自作農の性格」。

(40) 綿谷、前掲「自作農の性格」および前掲「資本主義成立における農民層分解の古典的意涵」。湯沢誠「農業転換と農民層分解——生産力構造と利潤範疇自立化を中心に——」松田武雄教授定年記念事業会編『農業転換の経済学』昭和三七年、所収。

(41) 新沢嘉牙統・韮山謙「地代範疇の確立」『農業経済研究』三七巻一号、昭和四〇年（前氏著「地価と土地政策」昭和四五年、に加筆収録）。

(42) この点については加用信文「農業立地理論の考察」(一)、(二)『農業総合研究』一八巻一号、二号、昭和三九年（同氏著『農業経済の理論的考察』昭和四〇年、に再録）、および北國正伸、前掲「差額地代と農業」を参照されたい。

(43) たとえばEEC, *Principales conditions de productions de l'agriculture des pays membres de CEE*, 1960 (『EEC諸国の農地価格と小作料』農政調査委員会「のびゆく農業」一七三、昭和三八年）あるいは拙訳『農業技術進歩と農地価格』（第1図Bに参照）における筆者の「解題」を参照されたい。

第6表 自作地売却の理由別件数割合（都府県）

（単位：％）

	相手方 の要望	交換	資金の 必要	離農・労働 力不足による 経営縮小	その他	計
昭和32	4	11	52	10	3	100 (384)
33	5	10	52	10	3	100 (381)
34	5	10	50	32	3	100 (375)
35	6	9	48	35	3	100 (383)
36	7	10	43	38	3	100 (404)
37	8	10	38	42	3	100 (375)
38	10	10	30	45	5	100 (371)
39	12	9	29	45	6	100 (389)
40	14	10	27	43	6	100 (356)
41	16	10	25	43	6	100 (356)
42	16	12	26	41	5	100 (360)
43	19	12	25	39	6	100 (360)

注：農地局「農地調整年報」各年より集計した。

六 当面する農地市場の基本的性格

右の点と関連して問題になるのは、農地市場にたいしての下層農家の参画のしかたであろう。すでに指摘したように経済採算の視点からすれば、分解基軸以下の農家層は可能性として売り手にまわる存在であった。けれども、さきの第1表の売却志向と第2表の実際の売買結果をくらべてみると、そのずれはかなり大きい。そこで、そのよ

うな売買の性格に一步立ち入って、農家がどういう理由で農地を手放しているかを検討しておく。

第6表から、売却理由の傾向は年次的にかなり変わってきていることが知れよう。以前ほど比率が高いのは各種の「資金の必要」による売却である。だが、この理由は近年では当初の半分になってしまった。代わって増加しているのは「離農・労働力不足などによる経営縮小」であって、それも昭和三八～九年に増加のピークに達し、以降は漸減しはじめている。以前ほど「資金の必要」から農地を売るケースが多かったということは、農地の売却がそれだけ偶発的・臨時的であったことを物語っている。それは、おおむね昭和二〇年代後半の農地移動を

第7表 農地転用の動機（横浜市戸塚区的事例）

	脱農目的		農業目的		相手の要請		計	
	件	a	件	a	件	a	件	a
0.3ha 未満	8	313	—	—	—	—	8	313
0.3~0.5ha	1	67	—	—	3	128	4	195
0.5~1.0	6	250	1	65	10	233	17	548
1.0~1.5	2	71	1	20	1	19	4	110
1.5ha 以上	2	80	—	—	4	97	6	177
計	19	781	2	85	18	477	39	1,343

農地価格の形成 (一)

注. 島崎晴哉『農地価格の動向と農業再生産構造』（神奈川県，昭和43年）の16~21頁の調査結果より集計した。

特徴づけているように思われる。⁽⁴⁴⁾とくに生活の困窮などから生ずる資金の必要の場合、その取引は「売り手から買ってくれと頼まれて」行なわれるのであって、すぐれて相対的・個別的なものとなる。売却農家が零細であるほど、いっそう、そうであろう。この場合、購買者の競争が最高支払い可能限度にまで地価をつりあげたとは、とても考えられない。戦後の農地市場について、一般には「売り手市場」として暗黙に想定され、そのもとで買い手の支払い可能の上限が探究されてきた農地価格論の傾向は、それゆえ、そのままでは受け入れ難いように思われるのである。たしかに、前掲第1表から推察できるように、売り手の数が相対的にかぎられていた、という意味では農地市場は「売り手市場」的であったかもしれない。けれども、だからといって、価格決定までが同じく売り手により有利になされたという保証はないのである。

昭和三〇年代は「離農・労働力不足などによる経営縮小」理由の急増によって特徴づけられる。それが経済の高成長の反映であることは確かであろう。だが、三〇年代末以降、この理由の漸減に代わって「相手方の要望」による売却が着実にその割合を増加してきている。「相手方の要望」という理由はまだ支配的ではないが、農地の供給が必要によって積極的に発掘され、引き出されはじめていることを示している。だから、さきの第1表と第2表との

売却志向と売却結果とのずれは、この供給発掘がその大きな理由となっているのかも知れない。農地転用の場面で、この「相手方の要望」による転用がかなり高率であるし（第7表）、その代替地取得についてもそうであろう。

要するに、このような売却理由の増大は、いわば買ってやろう式の消極的需要から、売ってくれ式の積極的需要への買い手の変化を意味しているが、今後もし農地転用——代替地といった農業外的理由からだけでなしに、農業内の理由によって「相手方の要望」による売却が積極化し、そこで需要者相互の競争が激化し、合理的水準以上に地価をつりあげるように作用するようになるとすれば、そのときこそ本格的な意味での売り手独占の「売り手市場」が実現されるといえるのであろう。

いずれにしても、現在までのところでは、農業内的にいうかぎり、農地市場は、そのような本来の意味での「売り手市場」ではなかったのであり、そこで農地価格が買い手の自作収益Ⅱ地代に見合う水準をこえて遙かに高かったとはいえないのである。しかも、理論地代水準が中間層の実現しうる限界地代Ⅱ平均地代の線ないしはその近傍で与えられているという現状からすれば、農地価格が諸階層の総平均としての自作収益、つまり総平均としての地代水準からもさして乖離していたとはいえないであろう。最初に指摘した平均地代と地価との併進傾向は、だから、有利な地代形成条件に位置した中間層の状態と結びついていたといわなければならないのである。

それゆえ、また、近年の状況に関していうかぎり、基本的には地代から乖離した高地価が農地の流動化を阻害しているということもできないのであって、問題は、むしろこの供給条件にあるよりも、需要側の条件に、つまり農地需要を不可避のものとして積極化させるような技術革新、資本蓄積の競争が農地購買層の間で一般化していないこと、それが購買層にとって追いつめられた必要とはなっていないことにあるというべきであろう。その点に、わ

が国のほぼ一九六〇年代に典型的な、地代と地価の併進、そのもとの農地流動化の停滞の条件を、基本的に見るべきであるだろう。

しかも、これまでのところ、農地売却層としてもそうであったが、農地購入者としても大量を占めてきているのはむしろ下層農家であって、たとえば、昭和四三年の自作地有償移動（耕作目的・交換を除く・都府県）についてみると、一ヘクタール未満階層の購入は総数にたいして件数で五七パーセント、面積で四九パーセントに達している。

このばあい、むしろ下層兼業農家はさきに指摘した諸条件（農地供給の過少性）にもとづいて、中上層農と対抗・競合してより強い土地要求をもっている。けれども、これら農家層は、その兼業収入にもとづいて、さきの理論地代（地価）水準を支払う能力をもっているということができるかも知れないが、これまでみてきた地代と地価の併進の点からしても、これらの土地購入が地価水準を引き上げるように作用したとは一般にいいがたいであろう。

石黒重明氏⁽⁴⁶⁾は昭和三〇年前後の事情について、すでに、「客細農家層は、総体としては売手として地価を下げる方向に作用はしても、高地価を成立させる要因としては弱く、従って現在の地価形成の要因としては、階層の上るにつれてあらわれる収益性の高さをより主導的なものとして見ることが出来るように思われる」と指摘している。同様の階層対抗の理解は、福岡県三瀬地域の地場産業の特殊的ありかたと関連して、筆者がかつて検討したところである。⁽⁴⁷⁾

むしろ、近年における農地移動率の低下傾向が、一面では、かような下層兼業農家の農地購入の低下傾向を反映していることに注目しておくべきであろう。そのことは、第8表の経営地増加戸数に占める下層農家比率の低下傾向から判断できるように思われる。

第8表 経営地増加農家の動き（都府県）

（単位：%）

	経営耕地 増加戸数	左の経営耕地規模別戸数内訳				総農家戸数 にたいする 増加戸数の 割合
		1ha 未満	1～1.5ha	1.5～2ha	2ha 以上	
昭 36	336	55.9	24.7	11.4	8.1	5.9
37	314	55.4	25.2	12.0	7.4	5.6
38	274	54.3	25.1	12.5	8.1	4.9
39	262	51.5	25.9	13.1	9.5	4.7
40	252	50.0	24.6	13.9	11.7	4.7
41	215	47.2	25.6	13.9	13.3	4.0
42	237	48.4	24.0	14.1	13.6	4.5
43	186	43.3	24.7	15.4	16.6	3.6

注 1. 過去1年間に経営耕地が差し引き増加した農家数を示す。

2. 農林省『農業調査結果報告書』各年による。

要するに、この六〇年代の当初に予想されたように、農家労働力の大量流出が農業の技術進歩を誘発し農地の流動性を高めることになるであろうという想定にたいして、六〇年代の農地市場の推移は明らかに否定的な解答を与えたのであった。だが、前掲第2表にみるように農地売買の階層性が次第に上層優位に移行しているかにみえること、また前出第3表の理論地代値を規定する経営規模層が、米価が横ばいに転じた昭和四三年度には一挙に四ヘクタールをこえるような不安定さを示しはじめたこと、さらには農地売却理由（前掲第6表）における「相手方の要望」の増加傾向、経営地増加農家に占める下層農家比率の低下傾向（第8表）、等々のいくつかの新たな徴候も見落してはならないであろう。以下では、それらの動向を判断していくための基準として、わが国の一九七〇年代の問題をすでに先き取りしているかにみえる一九五〇年代以降のアメリカ農業を対象としながら、その農産物価格政策のもとでの生産力競争＝技術進歩と地代変動のメカニズムを検討していきたいと思う。（未完）

（44） 昭和二〇年代後半の農地移動分析として、近藤康男『日本農業の経済分析』昭和三四年、二四五頁以下、および石黒重明「農地

移動の趨勢」『農業総合研究』一〇卷三号、昭和三十一年、同「地価に関する若干の問題点」同誌、一三卷一号、昭和三十三年を参照。

(45) 近藤康男、前掲『経済分析』二七六頁。

(46) 石黒重明、前掲「地価に関する若干の問題点」。

(47) 拙稿「三藩農業における地価形成」『農業総合研究』一二卷三号、昭和三十三年。